

## 2. 社会資本整備等

# 政策目標 社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

公共投資における効率化・重点化と担い手を確保するため、i-Constructionの推進、中長期的な担い手確保に向けた取組、費用便益分析、効率的・効果的な老朽化対策等に取り組む。

・i-Constructionについて、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスにおける建設現場の生産性を2025年度までに2割向上することを目指す。

⇒ICT土工：26.2%（29.0%、31.2%）の時間短縮効果（2021年3月（2020年3月、2018年6月））

⇒ICT舗装工：40.0%、ICT浚渫工：35.6%、ICT浚渫工（港湾）：8.2%の時間短縮効果（2020年度末）

・また、インフラメンテナンスについて、予防保全型のメンテナンスの推進等により、中長期のトータルコストの抑制を目指す。

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）		
		21	22	23
<p>○ICT土工の実施率(直轄事業)：毎年度増加[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ⇒82%（79%）（2020年度末（2019年度末）時点）</p>	<p>○ICTの活用対象：橋梁・トンネル・ダム工事や維持管理を含む全てのプロセスに拡大 ⇒土工、舗装工、浚渫工（河川）、地盤改良工、法面工、付帯構造物設置工、舗装工（修繕工）、構造物工（橋脚・橋台）、路盤工、浚渫工（港湾）、基礎工（港湾）、ブロック据付工（港湾）、海上地盤改良工（床掘工・置換工）（港湾） （2019：土工、舗装工、浚渫工（河川）、浚渫工（港湾）、地盤改良工（浅層・中層混合処理、深層）、法面工（吹付工、吹付法砕工）、付帯構造物設置工、舗装（修繕工）、基礎工・ブロック据付工（港湾）、2016：土工） （2021年度末（2020年4月、2016年度末）時点）</p>	<p>1. ICTの活用（i-Constructionの推進）</p> <p>a. ICT活用工種について、構造物工、路盤工、海上地盤改良工（床掘工、置換工）に拡大するとともに、これにより取得される3次元データを活用することで維持管理分野の効率化を図る。また、大規模構造物における全ての詳細設計でBIM/CIMを原則適用とするなど建設現場の生産性向上を図る。ICTの更なる活用に向けたロードマップを策定する。《国土交通省》</p> <p>b. 大規模構造物における全ての詳細設計・工事でBIM/CIMを原則適用とする。《国土交通省》</p> <p>c. 小規模を除く全ての公共工事においてBIM/CIMを原則適用とする。《国土交通省》</p> <p>d. 中小建設業、地方公共団体へのICT施工の普及拡大に向けて、実態を踏まえた積算基準の適正化、経営者向け講習会の実施、業界全体でICT施工未経験企業へのアドバイスを行う人材・組織の育成の取組等を推進する。《国土交通省》</p>		

# 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p><b>1 ICTの活用(i-Constructionの推進)</b></p> <p>a. ICT活用工種について、構造物工、路盤工、海上地盤改良工（床掘工、置換工）に拡大するとともに、これにより取得される3次元データを活用することで維持管理分野の効率化を図る。また、大規模構造物における全ての詳細設計でBIM/CIMを原則適用とするなど建設現場の生産性向上を図る。ICTの更なる活用に向けたロードマップを策定する。《国土交通省》</p> <p>d. 中小建設業、地方公共団体へのICT施工の普及拡大に向けて、実態を踏まえた積算基準の適正化、経営者向け講習会の実施、業界全体でICT施工未経験企業へのアドバイスを行う人材・組織の育成の取組等を推進する。《国土交通省》</p>	<p>a. ICT活用工種について、構造物工、路盤工、海上地盤改良工（床掘工、置換工）に拡大した。また、2023年度までに小規模を除く全ての公共工事においてBIM/CIMを原則適用することとして、段階的に適用拡大を図っており、2021年度は大規模構造物の詳細設計で原則適用することとした。</p> <p>d. ICT施工の経験企業を増やし普及拡大を図るため、一部地整で導入が進んでいる未経験企業へのアドバイスを行うアドバイザー制度を2021年度に全国へ展開する他、講習会や研修を継続して実施する等、人材・組織の育成の取組等を推進している。</p>

# 社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○データプラットフォームの活用累積件数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ⇒3件 (0件) (2020年10月 (2017年度末) 時点)</p>	<p>○インフラ・データプラットフォームと連携する累積データベース数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ⇒18件 (9件、未構築) (2021年10月 (2020年10月、2017年度末) 時点)</p>	<p>2. インフラデータの有効活用 (i-Constructionの推進)</p> <p>(データプラットフォーム)</p> <p>a. 国・自治体・民間が保有する国土・経済活動・自然現象に関するデータと連携したプラットフォームを構築。《国土交通省》</p> <p>b. 具体的な活用事例の検討と利用者のニーズを踏まえつつ、関係省庁等と連携し、データ連携の更なる拡大、要素技術の開発・実装を行う。《国土交通省》</p> <p>(研究開発の推進)</p> <p>a. 官民研究開発投資拡大プログラム (P R I S M) を推進し、民間研究開発投資誘発効果が高い領域等へ各省施策を誘導する。(2020年度は国土交通データプラットフォームに対して予算を配分) 《内閣府》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		
<p>○4～6月期の平均稼働件数と当該年度の平均稼働件数の比率：目標設定はせずモニターする [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ⇒ 国土交通省直轄：0.84 (0.83、0.82) 都道府県：0.78 (0.76、0.73) 政令指定都市：0.69 (0.70、0.66) 市町村：0.60 (0.63、0.52) (いずれも2020 (2019、2015) 年度)</p>	<p>○地域単位での発注見通しの統合・公表に参加する団体の割合：2020年度末までに100% [取組のフォローアップ等を踏まえ、新たなK P I を検討] ⇒ 国・都道府県：100% (99%、84%) 市区町村：100% (98%、51%) (2021年3月 (2019年度末、2018年5月) 時点)</p>	<p>3. 施工時期の平準化 (i-Constructionの推進)</p> <p>a. 債務負担行為の積極的活用などを通じて、国・都道府県・市町村が連携して施工時期の平準化に取り組む。また、全ての地方公共団体における平準化率と具体的取組状況の公表を通じて自主的な取組を促すとともに、平準化が進んでいない団体に対しては継続してフォローアップを実施する。《国土交通省》</p>	<p>→</p>		

# 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p><b>2 インフラデータの有効活用(i-Constructionの推進)</b></p> <p>(データプラットフォーム)</p> <p>a. 国・自治体・民間が保有する国土・経済活動・自然現象に関するデータと連携したプラットフォームを構築。《国土交通省》</p> <p>b. 具体的な活用事例の検討と利用者のニーズを踏まえつつ、関係省庁等と連携し、データ連携の更なる拡大、要素技術の開発・実装を行う。《国土交通省》</p> <p>(研究開発の推進)</p> <p>a. 官民研究開発投資拡大プログラム(PRIISM)を推進し、民間研究開発投資誘発効果が高い領域等へ各省施策を誘導する。(2020年度は国土交通データプラットフォームに対して予算を配分)《内閣府》</p>	<p>a. b. 2022年度の国土交通データプラットフォームの概成に向けて、3D地形図や3D都市モデル(PLATEAU)と連携するとともに、国土土地盤情報の連携対象データを追加するなど、連携データの拡充に取り組んでいる。また、国土交通データプラットフォームの利活用を促進するため、2次元CAD図面から3次元モデルを自動で作成する技術や電子成果品のメタデータを自動で作成する技術等、要素技術の開発に取り組んでいる。</p> <p>a. 官民研究開発投資拡大プログラム(PRIISM)を推進し、民間研究開発投資誘発効果が高い領域等へ各省施策を誘導する。(2021年度は国土交通データプラットフォームに対して予算を配分)</p>
<p><b>3 施工時期の平準化</b></p> <p>a. 債務負担行為の積極的活用などを通じて、国・都道府県・市町村が連携して施工時期の平準化に取り組む。また、全ての地方公共団体における平準化率と具体的な取組状況の公表を通じて自主的な取組を促すとともに、平準化が進んでいない団体に対しては継続してフォローアップを実施する。《国土交通省》</p>	<p>a. 2021年度においても、債務負担行為の積極的活用等を通じて、国・都道府県・市区町村が連携して施工時期の平準化に取り組んでいるところ。また、平準化の進捗・取組状況の「見える化」の結果を踏まえ、2021年10月より主に人口10万未満の市区を対象に平準化の進捗・取組が進まない要因や課題等についてヒアリングを開始。KPI第1階層の発注見通しの統合・公表への参加団体の割合は、2020年度末に目標である100%を達成。</p>

# 社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○建設技能者の処遇改善を図りつつ、建設市場の労働需要に応えられる建設技能者の確保（下記の3つの指標）：目標は設定せず、建設技能者に係る各種指標をモニターする〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕</p> <p>「労働力調査」から算定する技能者数</p> <p>「学校基本調査」から算定する入職数</p> <p>「賃金構造基本統計調査」から算定する男性生産労働者年間賃金支給額 ⇒ 「労働力調査」から算定する技能者数：315万人（323万人、320万人） （2021年8月（2020年8月、2019年9月）時点）</p> <p>建設キャリアアップシステムに登録している技能者数：692,511人（396,946人） （2021年9月（2020年10月末時点））</p> <p>「学校基本調査」から算定する入職数：4.0万人（3.9万人、3.9万人） （2020年（2019年、2018年）時点）</p> <p>「賃金構造基本統計調査」から算定する男性生産労働者年間賃金支給額：5,403千円（4,624千円、4,625千円） （2020年12月（2019年、2018年）時点）</p>	<p>○建設業許可業者の社会保険への加入率：2025年度までできるだけ早期に100% ⇒99%（98%、97%） （2020年10月（2019年10月、2017年10月）時点）</p> <p>○国及び都道府県における週休2日工事の導入：2020年度までに100% ⇒2022年1月に数値把握 ・国：導入済み（導入済み、導入済み、導入済み） ・都道府県：〇〇%（98%、87%） （〇〇年（2019年11月、2017年12月）時点）</p> <p>○国・都道府県・市町村における建設キャリアアップシステム活用工事の導入：2023年度末までに国並びに全ての都道府県及び市町村が建設キャリアアップシステムを活用する工事を導入 ⇒2022年1月に把握可能（前回記載なし）</p> <p>○女性の入職者数に対する離職者数の割合：前年度比で低下 ⇒96.9%（71.4%）（2019年（2018年）） ○入職者に占める女性の割合：前年度比で上昇 ⇒19.4%（20.5%）（2019年（2018年））</p>	<p>4. 中長期的な担い手の確保</p> <p>（技能労働者の処遇改善） a. 2020年10月1日以降、建設業の許可・更新の要件として社会保険の加入が追加されたため、K P I 第1階層の達成状況やこれまでの取組状況のフォローアップを行い、技能労働者の更なる処遇改善に向けた取組を実施する。《国土交通省》</p> <p>（働き方改革） a. 2020年7月に中央建設業審議会において作成・勧告した「工期に関する基準」について、公共工事・民間工事を問わず、引き続きその周知を図るとともに、新・担い手3法の施行により、2020年10月以降、著しく短い工期による請負契約の締結が禁止されたことも踏まえ、引き続きK P I 第1階層の達成状況やこれまでの取組状況のフォローアップを行い、働き方改革を通じた担い手の更なる入職・定着に向けた取組を進める。《国土交通省》</p> <p>（人材育成） a. 2019年度から運用を開始した「建設キャリアアップシステム」への加入を促進するため、官民一体となって、現場でのカードリーダー等の設置による建設技能者の就業履歴を確実に蓄積できる措置を進めていくとともに、能力評価制度の普及・拡大や同システムの活用促進に向けた取組を進める。《国土交通省》</p> <p>b. 建設業従事者の処遇改善等に向けた取組を推進するとともに建設業の魅力発信のため広報・教育活動の充実等を図り、建設業の担い手確保を積極的に推進する。特に、「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画（2020年1月策定）」を踏まえ、女性技術者・技能者の活躍の定着に向けた取組を進める。《国土交通省》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		

# 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p><b>4 中長期的な担い手の確保</b></p> <p>(技能労働者の処遇改善)</p> <p>a. 2020年10月1日以降、建設業の許可・更新の要件として社会保険の加入が追加されたため、KPI第1階層の達成状況やこれまでの取組状況のフォローアップを行い、技能労働者の更なる処遇改善に向けた取組を実施する。《国土交通省》</p> <p>(働き方改革)</p> <p>a. 2020年7月に中央建設業審議会において作成・勧告した「工期に関する基準」について、公共工事・民間工事を問わず、引き続きその周知を図るとともに、新・担い手3法の施行により、2020年10月以降、著しく短い工期による請負契約の締結が禁止されたことも踏まえ、引き続きKPI第1階層の達成状況やこれまでの取組状況のフォローアップを行い、働き方改革を通じた担い手の更なる入職・定着に向けた取組を進める。《国土交通省》</p>	<p>a. ・2021年6月に行政・学識・建設業団体が連携して社会保険の加入に取り組む「建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」を開催し、社会保険加入状況を確認するとともに、技能労働者の賃金上昇について概ね2%以上を目指すことを重点課題とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設事業者の社会保険の加入や賃金の支払い状況、工事における法定福利費の確保について11月に調査予定。</li> <li>・社会保険の加入逃れ等による技能者の一人親方化（フリーランス化）を防止するため、適切な社会保険の加入・雇用契約の締結を促すリーフレットを約35万部を12月頃に発行予定。</li> </ul> <p>a. 「工期に関する基準」について、公共工事・民間工事を問わず、引き続きその周知を図るとともに、民間工事における工期の実態調査を実施し、その結果を踏まえて働きかけを行うなど、工期の適正化を推進する。</p>

# 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p><b>4 中長期的な担い手の確保</b></p> <p>(人材育成)</p> <p>a. 2019年度から運用を開始した「建設キャリアアップシステム」への加入を促進するため、官民一体となって、現場でのカードリーダー等の設置による建設技能者の就業履歴を確実に蓄積できる措置を進めていくとともに、能力評価制度の普及・拡大や同システムの活用促進に向けた取組を進める。《国土交通省》</p> <p>b. 建設業従事者の処遇改善等に向けた取組を推進するとともに建設業の魅力発信のため広報・教育活動の充実等を図り、建設業の担い手確保を積極的に推進する。特に、「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画（2020年1月策定）」を踏まえ女性技術者・技能者の活躍の定着に向けた取組を進める。《国土交通省》</p>	<p>a. 建設キャリアアップシステム等普及促進コース（仮）：建設キャリアアップシステム等の普及促進を図ることを目的とし、建設事業主団体が普及促進に向けた事業した場合の助成金を新設。また、能力評価制度の拡大に向けて、登録基幹技能講習団体を3団体追加。</p> <p>2020年1月に「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画」を策定。 2020年度「女性定着促進に向けたアクションプログラム」を策定。 2021年度は6月から実態調査を実施し、キャリアパス・ロールモデル集を作成予定。</p>

# 社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○社会資本整備重点計画において設定されている重点施策の達成状況を測定するための指標と同じ</p>	<p>○「政策評価に関する基本計画」に定められた評価対象となる個別公共事業の事前評価・事後評価の実施率（直轄事業・補助事業）：100% ⇒100%（100%、100%） （2021年10月（2020年9月、2018年3月時点））</p>	<p>5. 重点プロジェクトの明確化</p> <p>（ストック効果の把握） a. 事業実施後に、ストック効果の発現状況を定量的・客観的に効果を把握し、見える化するとともに、事業の改善点などの工夫・教訓をアーカイブ化する取組を進め、これらの知見を今後の事業実施に活用する。《関係省庁》</p> <p>（公共事業における事業評価） a. 評価対象事業に関する効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るとともに、有識者委員会等における議論を踏まえた事業評価手法の改善を進め、適切に事業評価を実施する。《関係省庁》</p>	<p>→</p>	<p>→</p>	<p>→</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>（交付金事業・補助事業） a. 地方公共団体におけるより効果的な取組を促進するよう、一定の線引きを行った上でのB/Cの算出の要件化や定量的指標の設定と達成状況等の見える化など、政策目的の実現性を評価する取組を進めるとともに、取組状況をフォローアップする。《関係省庁》</p>	<p>→</p>	<p>→</p>	<p>→</p>

# 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p><b>5 重点プロジェクトの明確化</b></p> <p>(ストック効果の把握)</p> <p>a. 事業実施後に、ストック効果の発現状況を定量的・客観的に効果を把握し、見える化するとともに、事業の改善点などの工夫・教訓をアーカイブ化する取組を進め、これらの知見を今後の事業実施に活用する。《関係省庁》</p> <p>(公共事業における事業評価)</p> <p>a. 評価対象事業に関する効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るとともに、有識者委員会等における議論を踏まえた事業評価手法の改善を進め、適切に事業評価を実施する。《関係省庁》</p> <p>(交付金事業・補助事業)</p> <p>a. 地方公共団体におけるより効果的な取組を促進するよう、一定の線引きを行った上でのB/Cの算出の要件化や定量的指標の設定と達成状況等の見える化など、政策目的の実現性を評価する取組を進めるとともに、取組状況をフォローアップする。《関係省庁》</p>	<p>a. 事後評価等において事業実施後のストック効果を把握するとともに、事前評価において事業実施によって見込まれるストック効果を検討するなどPDCAサイクルを活用した取組を行っている。</p> <p>a. 「政策評価に関する基本計画」に基づき、事業評価を実施した。</p> <p>a. 一定の線引きを行った上でのB/Cの算出の要件化や定量的指標の設定などの政策目的の実現性を評価する取組を行った。</p>

# 社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○包括的民間委託を導入した累積自治体数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ⇒362者（288者） （下水道分野は2020年4月、その他は2021年3月）時点（下水道分野は2019年4月、その他は2019年10月）時点</p>	<p>○インフラメンテナンス国民会議に参加する自治体数：毎年度増加 ⇒1,121者（856者）（2021年10月末（2020年11月時点））</p>	<p>6. 効率的・効果的な老朽化対策の推進  （包括的民間委託） a. 包括的民間委託に関する検討会において、包括的民間委託のケーススタディを行い、検討結果をインフラメンテナンス国民会議も活用しながら全国展開し、包括的民間委託の更なる導入を促進する。《国土交通省》 b. 包括的民間委託のグッドプラクティス集を作成する。《国土交通省》</p>	→	→	
<p>○国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・診断などの業務において、一定の技術水準を満たしたロボットやセンサーなどの新技術等を導入している施設管理者の割合：2030年までに100% ⇒48% （2021年3月時点）</p>	<p>○新技術の現場試行累積数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ⇒38技術（29技術、17技術）（2021年3月末（2020年3月、2018年12月）時点）</p> <p>○インフラメンテナンス国民会議に参加する会員数：2020年末までに2,000者 ⇒2,440者（2,123者、1,596者）（2021年10月（2020年12月、2018年12月）時点）</p>	<p>（新技術導入促進による業務効率化） a. インフラメンテナンス国民会議等における現場試行・実装化と横展開を継続するとともに、得られた知見をもとに更なる新技術の導入に係るガイドライン等を作成する。点検要領やガイドライン、事例集の充実等により新技術の普及促進を図るとともに、維持管理に関する情報のデータベース整備による業務効率化を図る。《関係省庁》</p> <p>（インフラメンテナンス国民会議） a. インフラメンテナンス国民会議において、インフラメンテナンス大賞の周知を図るなどの先進・優良事例の全国展開を図るとともに、会員のニーズを踏まえ、関係省庁の様々な分野をインフラメンテナンス国民会議で取扱うなど、国民会議の内容充実を図る。《関係省庁》</p>	→	→	
—	—	<p>（インフラ長寿命化計画の見直し） a. 2020年度中にインフラ長寿命化計画のフォローアップを行った上で、その結果を踏まえつつ、予防保全型の老朽化対策を推進するために必要な具体策を盛り込んだ新計画を策定し、2021年度以降は、新計画に基づく老朽化対策を推進する。 （具体策は、例えば、新技術の更なる導入促進方策、データの更なる利活用方策、技術系職員不足を踏まえた対応策など） 《関係省庁》</p>	→		

# 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

実施年度		
2021年度		
	具体的取組	進捗状況
6	<p><b>効率的・効果的な老朽化対策の推進</b></p> <p>(包括的民間委託)</p> <p>a. 包括的民間委託に関する検討会において、包括的民間委託のケーススタディを行い、検討結果をインフラメンテナンス国民会議も活用しながら全国展開し、包括的民間委託の更なる導入を促進する。《国土交通省》</p> <p>b. 包括的民間委託のグッドプラクティス集を作成する。《国土交通省》</p> <p>(新技術導入促進による業務効率化)</p> <p>a. インフラメンテナンス国民会議等における現場試行・実装化と横展開を継続するとともに、得られた知見をもとに更なる新技術の導入に係るガイドライン等を作成する。点検要領やガイドライン、事例集の充実等により新技術の普及促進を図るとともに、維持管理に関する情報のデータベース整備による業務効率化を図る。《関係省庁》</p>	<p>a. 包括的民間委託の導入検討を行うモデル自治体を公募・選定し、社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会社会資本メンテナンス戦略小委員会民間活力活用促進WGにおいて有識者の意見を伺いながら導入検討支援を行っている。</p> <p>b. 包括的民間委託の導入検討支援の成果やすでに包括的民間委託を導入済みの自治体からのヒアリング結果を活用し、インフラ維持管理における包括的民間委託導入の手引きの作成に向け、社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会社会資本メンテナンス戦略小委員会民間活力活用促進WGにおいて検討を進めている。</p> <p>a. インフラメンテナンス国民会議等の取組の中で新技術の紹介、産官学の技術マッチングのコーディネート等を行い、新技術の社会実装を支援した。また新技術が積極的に採用されるよう、点検要領の見直しやマニュアル・手引きの作成等を行った。</p>

# 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p><b>6 効率的・効果的な老朽化対策の推進</b></p> <p>(インフラメンテナンス国民会議)</p> <p>a. インフラメンテナンス国民会議において、インフラメンテナンス大賞の周知を図るなどの先進・優良事例の全国展開を図るとともに、会員のニーズを踏まえ、関係省庁の様々な分野をインフラメンテナンス国民会議で取扱うなど、国民会議の内容充実を図る。《関係省庁》</p> <p>(インフラ長寿命化計画の見直し)</p> <p>a. 2020年度中にインフラ長寿命化計画のフォローアップを行った上で、その結果を踏まえつつ、予防保全型の老朽化対策を推進するために必要な具体策を盛り込んだ新計画を策定し、2021年度以降は、新計画に基づく老朽化対策を推進する。(具体策は、例えば、新技術の更なる導入促進方策、データの更なる利活用方策、技術系職員不足を踏まえた対応策など)《関係省庁》</p>	<p>a. インフラメンテナンス国民会議において、インフラメンテナンス大賞の周知を図るなどの先進・優良事例の全国展開を図るとともに、会員のニーズを踏まえ、関係省庁の様々な分野を取扱うイベントを開催している。</p> <p>a. 現行のインフラ長寿命化計画の取組状況のフォローアップを行い、新計画の策定を行った。</p>

# 社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）		
		21	22	23
<p>○措置が必要な施設の修繕率：毎年度上昇〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕</p> <p>⇒</p> <p>学校施設：次年度把握            社会教育施設：次年度把握            文化施設：次年度把握            スポーツ施設：次年度把握            水道：77%            福祉施設：今年度内に把握            医療施設：今年度内に把握            農業水利施設：次年度把握            農道：次年度把握            農業集落排水施設：次年度把握            林道施設：次年度把握            治山施設：次年度把握            地すべり防止施設：次年度把握            漁港施設：次年度把握            漁場の施設：次年度把握            漁業集落環境施設：次年度把握            道路：51%            河川：0%            ダム：86%            砂防：91.7%            海岸：86%            下水道：26%            港湾：83%            空港：100%            鉄道：14%            自動車道：0%            航路標識：55%            公園：54%            公営住宅：次年度把握            官庁施設：24%            一般廃棄物処理施設：64%            （いずれも2020年度末時点）            ※対象施設は各分野において設定</p>	<p>○施設の点検の実施率：分野毎に定める点検の実施期間中に100%</p> <p>⇒</p> <p>学校施設：98%            社会教育施設：92%            文化施設：94%            スポーツ施設：91%            水道：79%            福祉施設：今年度内に把握            医療施設：今年度内に把握            農業水利施設：100%            農道：100%            農業集落排水施設：100%            林道施設：100%            治山施設：100%            地すべり防止施設：100%            漁港施設：100%            漁場の施設：100%            漁業集落環境施設：100%            道路：38%（2巡目）            河川：100%            ダム：100%            砂防：100%            海岸：95%            下水道：100%            港湾：98%            空港：100%            鉄道：100%            自動車道：100%            航路標識：75%            公園：99.8%            公営住宅：99%            官庁施設：99%            一般廃棄物処理施設：54%            （いずれも2020年度末）</p>	<p>6. 効率的・効果的な老朽化対策の推進</p> <p>（予防保全型の老朽化対策への転換）</p> <p>a. インフラ長寿命化計画及び個別施設計画に基づくインフラの定期的な点検・診断、必要な修繕等の実施によりメンテナンスのP D C Aサイクル（メンテナンスサイクル）を確立・実行し、予防保全型の老朽化対策へ早期に転換する。また、関係省庁は、毎年度、地方公共団体を含めたその実行状況を把握・公表、データの蓄積・活用により、必要な支援を行う。《関係省庁》</p>		

# 社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○総合管理計画において効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを公表した累積地方自治体数：毎年度増加                      [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]                      ⇒589団体（555団体、523団体）                      （2021年3月（2020年3月、2018年3月）末時点）</p>	<p>○インフラ所管省による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表：2020年度末までに100%                      ⇒更新があれば記載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設：公表済（2012年度）</li> <li>・社会教育施設：公表済（2020年度）</li> <li>・文化施設：公表済（2020年度）</li> <li>・スポーツ施設：公表済（2020年度）</li> <li>・水道：公表済（2019年度）</li> <li>・福祉施設：公表済（2021年11月）</li> <li>・医療施設：公表済（2021年4月）</li> <li>・農林水産省所管施設：公表済（2021年3月）</li> <li>・国土交通省所管施設：公表済（2018年11月）</li> <li>・一般廃棄物処理施設：公表済（2020年9月）</li> </ul>	<p>7. インフラ維持管理・更新費見通しの公表</p> <p>（総合管理計画）</p> <p>a. 公共施設等総合管理計画の主たる内容をまとめた一覧表において、効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを見える化し、随時情報を更新するとともに、地方自治体が個別施設計画の内容を踏まえて維持管理・更新費見通しの見直しを行うように促す。《総務省》</p> <p>（学校施設、社会教育施設、文化施設、スポーツ施設、水道、福祉施設、医療施設、農業水利施設、農道、農業集落排水施設、林道施設、治山施設、地すべり防止施設、漁港施設、漁場の施設、漁業集落環境施設、道路（橋梁）、道路（トンネル）、河川、ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、鉄道、自動車道、航路標識、公園、公営住宅、官庁施設、一般廃棄物処理施設）</p> <p>a. 2020年度末までに効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを公表する（一部公表済み）。《関係省庁》</p> <p>b. 地方自治体による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表に向け、2021年度までに標準的な算定方法や先進事例を示すなどの支援を行う。《関係省庁》</p>	<p>→</p>	<p>→</p>	

# 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
6	<p><b>効率的・効果的な老朽化対策の推進</b></p> <p>(予防保全型の老朽化対策への転換)</p> <p>a. インフラ長寿命化計画及び個別施設計画に基づくインフラの定期的な点検・診断、必要な修繕等の実施によりメンテナンスのPDCAサイクル(メンテナンスサイクル)を確立・実行し、予防保全型の老朽化対策へ早期に転換する。また、関係省庁は、毎年度、地方公共団体を含めたその実行状況を把握・公表、データの蓄積・活用により、必要な支援を行う。《関係省庁》</p> <p>＜国土交通省＞            予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向け施設の修繕等を推進した。また、国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)のフォローアップを実施した。</p> <p>＜農林水産省＞            2020年度中にインフラ長寿命化計画の改訂及び個別施設計画策定100%を達成し、予防保全型の老朽化対策へ転換を促すとともに、個別施設計画の主たる内容について公表した。</p> <p>＜厚生労働省＞            ・水道においては、行動計画・個別施設計画に基づき、所管する水道施設に対し、適切に維持・修繕の措置がなされるよう取り組むよう依頼し、また実行状況について把握に努めているところ。            ・医療施設においては、行動計画や個別施設計画に基づくインフラの定期的な点検及び必要な修繕について、各自治体に対して調査を実施しているところ。            ・福祉施設においては、行動計画や個別施設計画に基づくインフラの定期的な点検及び必要な修繕について、各自治体に対して調査を実施する予定。</p> <p>＜文部科学省＞            インフラ長寿命化計画及び個別施設計画に基づくインフラの定期的な点検の実施状況を把握した。</p> <p>＜環境省＞            新たに点検の実施率の調査を開始し、2021年3月時点では54.5%であった。            (一般廃棄物処理施設)</p>

# 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
7	<p><b>インフラ維持管理・更新費の見通しの公表</b></p> <p>(総合管理計画)</p> <p>a. 公共施設等総合管理計画の主たる内容をまとめた一覧表において、効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを見える化し、随時情報を更新するとともに、地方自治体が個別施設計画の内容を踏まえて維持管理・更新費見通しの見直しを行うように促す。《総務省》</p> <p>(学校施設、社会教育施設、文化施設、スポーツ施設、水道、福祉施設、医療施設、農業水利施設、農道、農業集落排水施設、林道施設、治山施設、地すべり防止施設、漁港施設、漁場の施設、漁業集落環境施設、道路(橋梁)、道路(トンネル)、河川、ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、鉄道、自動車道、航路標識、公園、公営住宅、官庁施設、一般廃棄物処理施設)</p> <p>a. 2020年度末までに効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを公表する(一部公表済み)。《関係省庁》</p>
	<p>a. インフラ維持管理・更新費の見通しを記載項目として設定している公共施設等総合管理計画の主たる内容をまとめた一覧表について、2020年度末時点の状況に更新し、2021年10月に公表済み。</p> <p>a.</p> <p>&lt;国土交通省&gt; 2018年11月に国土交通省所管施設における今後30年間の維持管理・更新費の見通しの推計結果を公表している。</p> <p>&lt;農林水産省&gt; 農林水産省所管施設については、2020年度末に「インフラ維持管理・更新費の見通し」を公表済み。</p> <p>&lt;厚生労働省&gt; ・水道においては、2021年3月に、効率化の効果も含めたインフラ維持管理・更新費の見通しの推計について公表した。 ・医療施設においては、2021年4月に、効率化の効果も含めたインフラ維持管理・更新費の見通しの推計について公表した。 ・福祉施設においては、2021年11月に、効率化の効果も含めたインフラ維持管理・更新費の見通しの推計について公表した。</p> <p>&lt;文部科学省&gt; 文部科学省施設(社会教育施設、文化施設、スポーツ施設)については、2020年度末に公表した。(学校施設は2012年度末に公表済み)</p> <p>&lt;環境省&gt; 環境省施設(一般廃棄物処理施設)については、2020年9月に公表済み。</p>

# 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p><b>7 インフラ維持管理・更新費の見通しの公表</b></p> <p>（学校施設、社会教育施設、文化施設、スポーツ施設、水道、福祉施設、医療施設、農業水利施設、農道、農業集落排水施設、林道施設、治山施設、地すべり防止施設、漁港施設、漁場の施設、漁業集落環境施設、道路（橋梁）、道路（トンネル）、河川、ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、鉄道、自動車道、航路標識、公園、公営住宅、官庁施設、一般廃棄物処理施設）</p> <p>b. 地方自治体による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表に向け、2021年度までに標準的な算定方法や先進事例を示すなどの支援を行う。 《関係省庁》</p>	<p>b. &lt;国土交通省&gt; 2018年11月に国土交通省所管施設における今後30年間の維持管理・更新費の見通しの推計結果を公表するにあたって各分野での推計方法を合わせて公表している。</p> <p>&lt;農林水産省&gt; 農林水産省では、「インフラ維持管理・更新費見通し」の公表と併せて、「インフラ維持管理・更新費の見通し」を取りまとめに際し、対象施設、見通し（推計）期間及び推計手法等を整理した「推計手順書」を地方自治体へ提供すること等により支援を行った。</p> <p>&lt;厚生労働省&gt; ・水道 地方自治体による公表に資する事例研究を行い、2021年3月に公表した。 ・医療施設においては、インフラ維持管理・更新費の見通しに関する自治体からの照会に対し助言を行うとともに、全国のインフラ維持管理・更新費見通しの推計について公表した。 ・福祉施設においては、インフラ維持管理・更新費の見通しに関する調査を行い、算出した推計コスト等を2021年11月に公表した。</p> <p>&lt;文部科学省&gt; 文部科学省では、維持管理・更新費見通しの標準的な算定方法などを示した学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書の活用を促した。</p> <p>&lt;環境省&gt; 環境省では、インフラ維持管理・更新費見通しについて2020年9月に公表済。（一般廃棄物処理施設）</p>

# 社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23																																																																																																																																
<p>○施設の集約化・複合化等の計画数・実施数：進捗状況をモニターする〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕<sup>2020年度</sup> <sup>2021以降</sup> <sup>2019年度</sup></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実施数</th> <th>計画数</th> <th>実施数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>学校施設：</td><td>453件</td><td>1088件</td><td>453件</td></tr> <tr><td>社会教育施設：</td><td>153件</td><td>430件</td><td>153件</td></tr> <tr><td>文化施設：</td><td>26件</td><td>84件</td><td>26件</td></tr> <tr><td>スポーツ施設：</td><td>123件</td><td>220件</td><td>123件</td></tr> <tr><td>水道：</td><td>365件</td><td>306件</td><td>381件</td></tr> <tr><td>福祉施設：</td><td>今年度内に把握</td><td>今年度内に把握</td><td>82件</td></tr> <tr><td>医療施設：</td><td>今年度内に把握</td><td>今年度内に把握</td><td>0件</td></tr> <tr><td>農業水利施設：</td><td>8件</td><td>7件</td><td>2件</td></tr> <tr><td>農道：</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td></tr> <tr><td>農業集落排水施設：</td><td>34件</td><td>63件</td><td>37件</td></tr> <tr><td>林道施設：</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td></tr> <tr><td>治山施設：</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td></tr> <tr><td>地すべり防止施設：</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td></tr> <tr><td>漁港施設：</td><td>6件</td><td>0件</td><td>18件</td></tr> <tr><td>漁場の施設：</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td></tr> <tr><td>漁業集落環境施設：</td><td>1件</td><td>11件</td><td>3件</td></tr> <tr><td>道路（橋梁）：</td><td>308件</td><td>510件</td><td>302件</td></tr> <tr><td>道路（トンネル）：</td><td>5件</td><td>32件</td><td>32件</td></tr> <tr><td>河川：</td><td>31件</td><td>32件</td><td>20件</td></tr> <tr><td>ダム：</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td></tr> <tr><td>砂防：</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td></tr> <tr><td>海岸：</td><td>71件</td><td>0件</td><td>48件</td></tr> <tr><td>下水道：</td><td>80件</td><td>191件</td><td>100件</td></tr> <tr><td>港湾：</td><td>35件</td><td>44件</td><td>14件</td></tr> <tr><td>空港：</td><td>1件</td><td>1件</td><td>2件</td></tr> <tr><td>鉄道：</td><td>5件</td><td>0件</td><td>8件</td></tr> <tr><td>自動車道：</td><td>1件</td><td>1件</td><td>0件</td></tr> <tr><td>航路標識：</td><td>17件</td><td>6件</td><td>21件</td></tr> <tr><td>公園：</td><td>54件</td><td>126件</td><td>67件</td></tr> <tr><td>公営住宅：</td><td>1131件</td><td>5062件</td><td>806件</td></tr> <tr><td>一般廃棄物処理施設：</td><td>52件</td><td>385件</td><td>53件</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（ごみ焼却施設）</p> <p>実施数：「集約」、「再編」、「複合化」、「廃止」について、2020年度に取組（整備等）に着手した数 計画数：「集約」、「再編」、「複合化」、「廃止」について、2021年度以降に取組（整備等）を予定している数 文部科学省所管施設においては、2020年度調査結果を記載。</p>		実施数	計画数	実施数	学校施設：	453件	1088件	453件	社会教育施設：	153件	430件	153件	文化施設：	26件	84件	26件	スポーツ施設：	123件	220件	123件	水道：	365件	306件	381件	福祉施設：	今年度内に把握	今年度内に把握	82件	医療施設：	今年度内に把握	今年度内に把握	0件	農業水利施設：	8件	7件	2件	農道：	0件	0件	0件	農業集落排水施設：	34件	63件	37件	林道施設：	0件	0件	0件	治山施設：	0件	0件	0件	地すべり防止施設：	0件	0件	0件	漁港施設：	6件	0件	18件	漁場の施設：	0件	0件	0件	漁業集落環境施設：	1件	11件	3件	道路（橋梁）：	308件	510件	302件	道路（トンネル）：	5件	32件	32件	河川：	31件	32件	20件	ダム：	0件	0件	0件	砂防：	0件	0件	0件	海岸：	71件	0件	48件	下水道：	80件	191件	100件	港湾：	35件	44件	14件	空港：	1件	1件	2件	鉄道：	5件	0件	8件	自動車道：	1件	1件	0件	航路標識：	17件	6件	21件	公園：	54件	126件	67件	公営住宅：	1131件	5062件	806件	一般廃棄物処理施設：	52件	385件	53件	<p>○個別施設計画の策定率：2020年度末までに100%</p> <p>⇒</p> <p>学校施設：92%（39%、7%） 社会教育施設：76%（29%、11%） 文化施設：77%（35%、13%） スポーツ施設：76%（31%、14%） 水道：90%（87%、75%） 福祉施設：72%（40%、23%） 医療施設：56%（24%、10%） 農業水利施設：100%（86%、69%） 農道：100%（79%、36%） 農業集落排水施設100%（68%、42%） 林道施設：100%（67%、33%） 治山施設：100%（88%、60%） 地すべり防止施設：100%（75%、21%） 漁港施設：100%（85%、80%） 漁場の施設：100%（84%、75%） 漁業集落環境施設：100%（50%、18%） 道路（橋梁）：96%（92%、73%） 道路（トンネル）：83%（71%、36%） 河川：100%（97%、89%） ダム：99.6%（98%、79%） 砂防：100%（100%、79%） 海岸：99.7%（82%、39%） 下水道：100%（100%、70%） 港湾：100%（100%、100%） 空港：100%（100%、100%） 鉄道：100%（100%、100%） 自動車道：100%（61%、48%） 航路標識：100%（100%、100%） 公園：95%（95%、93%） 公営住宅：94%（90%、89%） 一般廃棄物処理施設：86%（61%、42%） （いずれも2021年3月（2020年3月、2018年3月）末時点）</p> <p>○総合管理計画の見直し策定率：2021年度末までに100%</p> <p>⇒12.0%（9.4%） （2021年3月（2020年3月）末時点）</p>	<p>8. 総合管理計画・個別施設計画の策定支援</p> <p>a. 個別施設計画の策定が遅れている分野については、原因の分析を行った上で、2020年度末策定に向けた支援を引き続き行う。《関係省庁》 b. 2020年度末までに策定予定の個別施設計画の内容充実・更新を行う。《関係省庁》 c. 2021年度末までの総合管理計画の見直しに向け、地方自治体に対し、見直しに当たっての留意点等を改めて周知するとともに、新たな支援策を講じる。《総務省》 d. 地域における施設の集約化・複合化が進む取組に対する支援を2021年度までに実施する。《関係省庁》</p> <p>9. 総合管理計画・個別施設計画の見える化・横展開</p> <p>（総合管理計画）</p> <p>a. 公共施設等総合管理計画の主たる内容をまとめた一覧表について、見える化の内容の更なる充実を図ることにより、総合管理計画の充実や計画の実行を推進する。《総務省》</p> <p>（学校施設、社会教育施設、文化施設、スポーツ施設、水道、福祉施設、医療施設、農業水利施設、農道、農業集落排水施設、林道施設、治山施設、地すべり防止施設、漁港施設、漁場の施設、漁業集落環境施設、道路（橋梁）、道路（トンネル）、河川、ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、鉄道、自動車道、航路標識、公園、公営住宅、一般廃棄物処理施設）</p> <p>a. 2020年度までに公表する個別施設計画の主たる内容をまとめた一覧表について、その見える化の内容の充実を図るとともに、先進・優良事例の横展開等により、個別施設計画の策定・充実、計画の実行を推進する。《関係省庁》</p> <p>※見える化の内容としては、原則、施設数、施設の老朽化状況（供用年数、健全性）、計画の策定年度・公表の有無・計画期間、維持管理・更新の方針などとし、施設毎の特性に応じて、各省庁において適切に判断する。</p> <p>（総合管理計画・個別施設計画の策定状況）</p> <p>a. 総合管理計画及び全ての個別施設計画の策定状況を記載した一覧表について、情報を更新する。《内閣官房、関係省庁》</p>	→	→	→
	実施数	計画数	実施数																																																																																																																																		
学校施設：	453件	1088件	453件																																																																																																																																		
社会教育施設：	153件	430件	153件																																																																																																																																		
文化施設：	26件	84件	26件																																																																																																																																		
スポーツ施設：	123件	220件	123件																																																																																																																																		
水道：	365件	306件	381件																																																																																																																																		
福祉施設：	今年度内に把握	今年度内に把握	82件																																																																																																																																		
医療施設：	今年度内に把握	今年度内に把握	0件																																																																																																																																		
農業水利施設：	8件	7件	2件																																																																																																																																		
農道：	0件	0件	0件																																																																																																																																		
農業集落排水施設：	34件	63件	37件																																																																																																																																		
林道施設：	0件	0件	0件																																																																																																																																		
治山施設：	0件	0件	0件																																																																																																																																		
地すべり防止施設：	0件	0件	0件																																																																																																																																		
漁港施設：	6件	0件	18件																																																																																																																																		
漁場の施設：	0件	0件	0件																																																																																																																																		
漁業集落環境施設：	1件	11件	3件																																																																																																																																		
道路（橋梁）：	308件	510件	302件																																																																																																																																		
道路（トンネル）：	5件	32件	32件																																																																																																																																		
河川：	31件	32件	20件																																																																																																																																		
ダム：	0件	0件	0件																																																																																																																																		
砂防：	0件	0件	0件																																																																																																																																		
海岸：	71件	0件	48件																																																																																																																																		
下水道：	80件	191件	100件																																																																																																																																		
港湾：	35件	44件	14件																																																																																																																																		
空港：	1件	1件	2件																																																																																																																																		
鉄道：	5件	0件	8件																																																																																																																																		
自動車道：	1件	1件	0件																																																																																																																																		
航路標識：	17件	6件	21件																																																																																																																																		
公園：	54件	126件	67件																																																																																																																																		
公営住宅：	1131件	5062件	806件																																																																																																																																		
一般廃棄物処理施設：	52件	385件	53件																																																																																																																																		

# 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p><b>8 総合管理計画・個別施設計画の策定支援</b></p> <p>b. 2020年度末までに策定予定の個別施設計画の内容充実・更新を行う。 《関係省庁》</p>	<p>b.</p> <p>&lt;国土交通省&gt; 個別施設計画の主たる内容をまとめた一覧表の公表により、個別施設計画の内容充実・更新を促進。</p> <p>&lt;農林水産省&gt; 農林水産省では、個別施設計画の内容充実・更新の取組を促進するため、インフラ長寿命化計画（行動計画）を2021年3月に改訂し管理者に周知した。</p> <p>&lt;厚生労働省&gt; 水道においては、水道事業者及び水道用水供給事業者に対し、行動計画に基づいた適切な対応と、対応の進捗状況のフォローアップの実施を要請した。医療施設においては、新型コロナウイルス感染症による影響が落ち着いたタイミングで、個別施設計画の内容充実・更新の具体的方向性を整理し、周知を行う。 福祉施設においては、ガイドラインの周知、中長期的な維持管理更新費の見通しの公表等により、計画の策定を支援した。</p> <p>&lt;文部科学省&gt; 個別施設計画の内容の充実や見直しに資するため、先進的な取組をまとめた事例集を作成し、周知を行った。</p> <p>&lt;環境省&gt; 「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」や計画のひな形を2021年3月に改訂し、記載事項の周知を行い、内容充実を図った。（一般廃棄物処理施設）</p>
<p>c. 2021年度末までの総合管理計画の見直しに向け、地方自治体に対し、見直しに当たっての留意点等を改めて周知するとともに、新たな支援策を講じる。 《総務省》</p>	<p>c. 2021年1月通知により、総合管理計画の見直しに当たっての留意点等を改めて周知するとともに、市町村における総合管理計画の見直しに係る経費等について特別交付税措置を講じることとしている。</p>

# 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
8	<p><b>総合管理計画・個別施設計画の策定支援</b></p> <p>d. 地域における施設の集約化・複合化が進む取組に対する支援を2021年度までに実施する。《関係省庁》</p>
	<p>d.</p> <p>&lt;国土交通省&gt; 集約・再編等の事例や考え方をガイドライン等にて周知するとともに、交付金等により財政的支援を実施。</p> <p>&lt;農林水産省&gt; 農林水産省では、機能の集約化や既存施設の統廃合等の取組を促進するため、インフラ長寿命化計画（行動計画）を2021年3月に改訂し管理者に周知した。</p> <p>&lt;厚生労働省&gt; 水道においては、各水道事業者に、行動計画・個別施設計画に基づき、所管する水道施設に対し、更新の機会を捉えた施設のダウンサイジング・統廃合・再配置・共同化などにも取り組むよう要請した。 医療施設においては、施設の老朽化対策の観点も含め、地域の医療機能の分化・連携に向けて医療施設を整備する際には、地域医療介護総合確保基金により支援を実施しているところ。 福祉施設においては、施設の集約化・複合化の状況について、2021年11月に調査を実施した。</p> <p>&lt;文部科学省&gt; 施設の集約化・複合化事業を検討する際の参考に、地方公共団体の集約化・複合化事業の調査結果の共有と併せて、学校施設の複合化に関する基本的な考え方や留意事項を示した報告書等を活用するよう周知を行った。また、上記の個別施設計画の内容の充実や見直しを支援するための事例集において、集約化・複合化の事例についても紹介した。</p> <p>&lt;環境省&gt; 環境省では、「広域化・集約化に係る手引き」を2020年6月に策定した。 （一般廃棄物処理施設）</p>

# 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

実施年度	
2021年度	
具体的取組	進捗状況
<p><b>9 総合管理計画・個別施設計画の見える化・横展開</b></p> <p>(総合管理計画)</p> <p>a. 公共施設等総合管理計画の主たる内容をまとめた一覧表について、見える化の内容の更なる充実を図ることにより、総合管理計画の充実や計画の実行を推進する。《総務省》</p> <p>(学校施設、社会教育施設、文化施設、スポーツ施設、水道、福祉施設、医療施設、農業水利施設、農道、農業集落排水施設、林道施設、治山施設、地すべり防止施設、漁港施設、漁場の施設、漁業集落環境施設、道路(橋梁)、道路(トンネル)、河川、ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、鉄道、自動車道、航路標識、公園、公営住宅、一般廃棄物処理施設)</p> <p>a. 2020年度までに公表する個別施設計画の主たる内容をまとめた一覧表についてその見える化の内容の充実を図るとともに、先進・優良事例の横展開等により、個別施設計画の策定・充実、計画の実行を推進する。《関係省庁》</p> <p>※見える化の内容としては、原則、施設数、施設の老朽化状況(供用年数、健全性)、計画の策定年度・公表の有無・計画期間、維持管理・更新の方針などとし、施設毎の特性に応じて、各省庁において適切に判断する。</p>	<p>a. 公共施設等総合管理計画の主たる記載項目をまとめた一覧表について、2020年度末時点の状況に更新し、2021年10月に公表済み。</p> <p>a.</p> <p>&lt;国土交通省&gt; 所管分野における個別施設計画の策定状況や主たる記載内容について一覧表形式でHP上で公表している。また、個別施設計画の策定を個別補助や交付金の重点配分の要件化することで個別施設計画の策定を促進している。(公共事業企画調整課) また、2020年11月に個別施設計画の主たる内容を記載した一覧表について公表した。個別施設計画の記載内容の充実を促し、老朽化対策の更なる加速化を推進している。(都市局)</p> <p>&lt;農林水産省&gt; 農林水産省では、個別施設計画の主たる内容をまとめた一覧表について、2021年3月に公表した。</p> <p>&lt;厚生労働省&gt; 水道においては、個別施設計画の主たる内容をまとめた一覧表について、その見える化の内容の充実化を図った。 医療施設においては、個別施設計画の主たる内容やどのような項目を盛り込んでいるかをまとめた一覧表について、2021年10月に公表した。 福祉施設においては、個別施設計画の主たる内容をまとめた一覧表について、2021年度11月に公表した。また、ガイドラインの周知、中長期的な維持管理更新費の見通しの公表等の支援を行った。</p> <p>&lt;文部科学省&gt; 個別施設計画の見える化調査を実施し、結果を公表することで、記載内容の充実を促した。</p> <p>&lt;環境省&gt; 環境省では、個別施設計画に記載されている、施設数、施設の老朽化状況(供用年数、健全性)、計画の策定年度・公表の有無・計画期間、維持管理・更新の方針について調査を行った。結果については2021年中に公開予定である。 (一般廃棄物処理施設)</p>

# 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

実施年度		
2021年度		
	具体的取組	進捗状況
9	<b>総合管理計画・個別施設計画の見える化・横展開</b>  (総合管理計画・個別施設計画の策定状況) a. 総合管理計画及び全ての個別施設計画の策定状況を記載した一覧表について、情報を更新する。《内閣官房、関係省庁》	a. 2018年12月に地方公共団体ごとの総合管理計画及び全ての個別施設計画の策定状況を記載した一覧表(2018年4月1日時点・国土交通省分は2018年3月31日時点)を公表。 また、2021年10月に2021年4月1日時点(国土交通省分は2021年3月31日時点)の情報を更新し、公表。

民間の資金・ノウハウを最大限活用するとともに、公的負担の最小化を図るため、「PPP/PFI推進アクションプラン」に基づき、多様なPPP/PFIの活用を重点的に推進するとともに、地方公共団体等がPPP/PFIに取り組みやすい方策等を講じる。

・これらにより、2013年度～2022年度の10年間のPPP/PFIの事業規模（契約期間中の総収入）21兆円を目指す。

⇒23.9兆円（19.1兆円、13.8兆円）

（2013～2019年度までの7年間（2013～2018年度までの6年間、2013～2017年度までの5年間））

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○コンセッション事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数：「PPP/PFI推進アクションプラン」に定める目標と同じ ⇒ 重点分野における目標達成状況 ＜達成＞空港、道路、文教施設、公営住宅工業用水道 ＜未達成・取組中＞ ・水道（今後の経営のあり方の検討21件/30件） ・下水道（実施方針策定3件/6件） ・クルーズ船向け旅客ターミナル施設（1件/3件、2021年度末の状況等をみて2022年度以降の数値目標を改めて検討） ・MICE施設（事業具体化4件/6件） ・公営水力発電（事業具体化1件/3件）（2021年3月31日現在）</p> <p>収益型事業 165件（129件、97件） （2013～2019年度までの7年間（2013～2018年度までの6年間、2013～2017年度までの5年間））</p> <p>公的不動産利活用事業 168件（142件、114件） （2013～2019年度までの7年間（2013～2018年度までの6年間、2013～2017年度までの5年間））</p>	<p>○優先的検討規程に基づき新たなPPP/PFI事業の検討を実施した団体数：2022年度末までに181団体 ⇒128団体（111団体、19団体） （2020（2019、2017）年度末時点）</p> <p>○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）を活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した地方公共団体数：2018年度～2020年度に200団体 ⇒255団体（214団体、153団体） （2020（2019、2018）年度末時点）</p> <p>○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）に参画する地方公共団体数：2018年度～2020年度に600団体 ⇒649団体（514団体、385団体） （2020（2019、2018）年度末時点）</p>	<p>10. PPP/PFI推進アクションプランの推進</p> <p>（PPP/PFI推進アクションプラン等）</p> <p>a. 施策の進捗状況等のフォローアップを行い、現状の把握と課題の検討をし、必要に応じてアクションプランを見直すことにより、PPP/PFIの更なる推進を図る。特に、専門的な人材の活用推進や初期財政負担支援など地方公共団体の取組が加速するようなインセンティブを強化するとともに、人口20万人未満の自治体へのPPP/PFIの導入が加速する方策等の措置を講じる。《関係省庁》</p> <p>b. 各取組の方針（実施時期やKPI設定の検討等を含む）については、民間資金等活用事業推進委員会等の議論を踏まえて具体化し、2021年6月頃公表予定のPPP/PFI推進アクションプラン（令和3年改定版）において明示する。《関係省庁》</p> <p>（水道）</p> <p>a. 改正水道法による新たな許可制度を適切に運用し、具体的な検討を進めている地方公共団体に対する支援を継続するとともに、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開する。また、地方公共団体において今後の経営のあり方の検討が進むよう支援する。《厚生労働省》</p> <p>（下水道）</p> <p>a. 具体的な検討を進めている地方公共団体に対する個別支援を継続する。また、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開するとともに、PPP/PFI導入の成果について周知する。《国土交通省》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		

## 2. PPP/PFIの推進

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p><b>10 PPP/PFI推進アクションプランの推進</b></p> <p>(PPP/PFI推進アクションプラン等)</p> <p>a. 施策の進捗状況等のフォローアップを行い、現状の把握と課題の検討をし、必要に応じてアクションプランを見直すことにより、PPP/PFIの更なる推進を図る。特に、専門的な人材の活用推進や初期財政負担支援など地方公共団体の取組が加速するようなインセンティブを強化するとともに、人口20万人未満の自治体へのPPP/PFIの導入が加速する方策等の措置を講じる。《関係省庁》</p> <p>b. 各取組の方針（実施時期やKPI設定の検討等を含む）については、民間資金等活用事業推進委員会等の議論を踏まえて具体化し、2021年6月頃公表予定のPPP/PFI推進アクションプラン（令和3年改定版）において明示する。《関係省庁》</p> <p>(水道)</p> <p>a. 改正水道法による新たな許可制度を適切に運用し、具体的な検討を進めている地方公共団体に対する支援を継続するとともに、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開する。また、地方公共団体において今後の経営のあり方の検討が進むよう支援する。《厚生労働省》</p> <p>(下水道)</p> <p>a. 具体的な検討を進めている地方公共団体に対する個別支援を継続する。また、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開するとともに、PPP/PFI導入の成果について周知する。《国土交通省》</p>	<p>a. 施策の進捗状況のフォローアップを実施し、アクションプランを2021年6月18日に改定済み。専門的な人材の活用推進のため、PPP/PFI行政実務専門家の派遣を2021年9月10日より開始。人口10万人以上20万人未満の地方公共団体については、2023年度までに優先的検討規程が策定されるように2021年6月に要請済。また、民間資金等活用事業推進委員会等において、人口20万人未満の地方公共団体への導入加速といったPPP/PFIの裾野を広げる方策等を検討中。</p> <p>b. 各取組の方針（実施時期やKPI設定の検討等を含む）については、民間資金等活用事業推進委員会等の議論を踏まえ、2021年6月18日改定のPPP/PFI推進アクションプランにおいて具体的な取組を明示済み。</p> <p>a. 先導的に取り組む地方公共団体に対する支援を行うとともに、官民連携推進協議会を開催し、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開しているところ。また、地方公共団体における今後の経営のあり方の検討のための支援を交付金や委託事業等により行った。</p> <p>a. コンセッション導入に向けて取り組みを進めている地方公共団体に対する支援を行うとともに、PPP/PFI検討会を開催し、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開している。併せて、PPP/PFI導入の成果について周知しているところ。</p>

# 社会資本整備等 2. PPP/PFIの推進

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○コンセッション事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数：「PPP/PFI推進アクションプラン」に定める目標と同じ</p>	<p>○優先的検討規程に基づき新たなPPP/PFI事業の検討を実施した団体数：2022年度末までに181団体</p> <p>○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）を活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した地方公共団体数：2018年度～2020年度に200団体</p> <p>○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）に参画する地方公共団体数：2018年度～2020年度に600団体</p>	<p>10. PPP/PFI推進アクションプランの推進</p> <p>（空港）</p> <p>a. 広島空港について、コンセッションによる運営を開始する。《国土交通省》</p> <p>b. PPP/PFI推進アクションプランに掲げられた措置等により、空港コンセッションの導入を促進する。《国土交通省》</p> <p>（交付金・補助金事業）</p> <p>a. 公営住宅、下水道、都市公園、廃棄物処理施設、浄化槽、集落排水について、交付金事業の実施又は補助金採択の際、PPP/PFIの一部要件化の実施・適用を行うとともに、その他の事業についても、一部要件化の検討を行う。《関係省庁》</p>	→	→	→
	<p>○優先的検討規程に基づき新たなPPP/PFI事業の検討を実施した団体数：2022年度末までに181団体</p>	<p>11. 優先的検討規程の策定・運用</p> <p>a. 優先的検討規程の策定・運用状況の「見える化」、フォローアップ等を通じた人口規模に応じた課題・ノウハウの抽出と横展開により、①策定済の団体における的確な運用、②人口20万人以上で未策定の地方公共団体における速やかな策定、③地域の実情や運用状況、先事例を踏まえ、人口20万人未満の地方公共団体への導入促進が加速する方策等の措置を講じる。《内閣府、総務省、関係省庁》</p>	→		

## 2. PPP/PFIの推進

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p><b>10 PPP/PFI推進アクションプランの推進</b></p> <p>(空港)</p> <p>a. 広島空港について、コンセッションによる運営を開始する。《国土交通省》</p> <p>b. PPP/PFI推進アクションプランに掲げられた措置等により、空港コンセッションの導入を促進する。《国土交通省》</p> <p>(交付金・補助金事業)</p> <p>a. 公営住宅、下水道、都市公園、廃棄物処理施設、浄化槽、集落排水について、交付金事業の実施又は補助金採択の際、PPP/PFIの一部要件化の実施・適用を行うとともに、その他の事業についても、一部要件化の検討を行う。《関係省庁》</p>	<p>a. 広島空港については、2021年7月よりコンセッションによる運営を開始した。</p> <p>b. 他の空港についても、資産調査の実施等によりコンセッション導入の促進を図っている。</p> <p>a. PPP/PFIの一部要件化の実施・適用について、2021年度から卸売市場、水道施設等、公立義務教育諸学校等、警察施設を追加した。また、PPP/PFI推進アクションプラン（令和2年度改訂版）に基づき、一部要件化する事業分野の拡大に向けて検討を行っている。</p>
<p><b>11 優先的検討規程の作成・運用</b></p> <p>a. 優先的検討規程の策定・運用状況の「見える化」、フォローアップ等を通じた人口規模に応じた課題・ノウハウの抽出と横展開により、①策定済の団体における的確な運用、②人口20万人以上で未策定の地方公共団体における速やかな策定、③地域の実情や運用状況、先行事例を踏まえ、人口20万人未満の地方公共団体への導入促進が加速する方策等の措置を講じる。《内閣府、総務省、関係省庁》</p>	<p>a. 優先的検討規程の策定状況は継続的に調査・公開をしている。</p> <p>①地方公共団体の優先的検討規程の的確な運用のため、優先的検討規程の策定・運用の手引きの改訂等の施策を検討中。②人口20万人以上で未策定の地方公共団体において、速やかに策定されるよう2021年6月に地方公共団体に要請。③人口20万人未満の地方公共団体への導入が図られるよう、小規模自治体に向けた優先的検討規程の運用定着のポイントと参考事例を展開。また、優先的検討規程の策定・運用を支援する内閣府支援事業や、PPP/PFI行政実務専門家の派遣といった支援を実施。さらに、人口10万人以上20万人未満の地方公共団体については、2023年度までに優先的検討規程が策定されるように2021年6月に要請。</p>

## 社会資本整備等 2. PPP/PFIの推進

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○コンセッション事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数：「PPP/PFI推進アクションプラン」に定める目標と同じ</p>	<p>○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）を活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した地方公共団体数：2018年度～2020年度に200団体</p> <p>○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）に参画する地方公共団体数：2018年度～2020年度に600団体</p>	<p>12. PPP/PFI推進のための地方公共団体への支援</p> <p>（地域プラットフォーム）</p> <p>a. 地域プラットフォーム（ブロックプラットフォーム及び協定プラットフォーム）の拡大及び継続的な活動を支援し、地域活性化に資するPPP/PFIの推進を図る。あわせて、地域プラットフォームの運用マニュアルの充実を図るとともに、専門家の派遣や地方公共団体職員・地域事業者向けの研修・セミナーの実施等による人材育成、市町村長との意見交換、官民対話の機会の創出等により、PPP/PFIの具体的案件形成を促進する。《内閣府、国土交通省、関係省庁》</p> <p>（ワンストップ窓口）</p> <p>a. 改正PFI法で創設されたワンストップ窓口制度やPFI推進機構による助言機能の活用により支援を行うとともに、これまでの相談内容の分析と現状課題の把握を踏まえ、地方公共団体等へよりの確な支援を行い、PPP/PFIの更なる推進を図る。《内閣府、関係省庁》</p> <p>（人口20万人未満の地方公共団体への対応）</p> <p>a. 「PPP/PFI導入可能性調査簡易化マニュアル」の周知、初期財政負担支援等により地方公共団体の負担軽減を図るとともに、優先的検討規程の運用支援等を行う。さらに、人口20万人未満の地方公共団体へのPPP/PFIの導入が加速する方策等の措置を講じる。《内閣府、関係省庁》</p> <p>（キャッシュフローを生み出しにくいインフラ）</p> <p>a. キャッシュフローを生み出しにくいインフラについて、海外事例等も参考にしつつ、モデル事業の実施などの財政的支援及びガイドラインや事例集等の策定・周知などの導入支援を行う。《内閣府、関係省庁》</p>	→	→	→

## 2. PPP/PFIの推進

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p><b>12 PPP/PFI推進のための地方公共団体への支援</b></p> <p>(地域プラットフォーム)</p> <p>a. 地域プラットフォーム（ブロックプラットフォーム及び協定プラットフォーム）の拡大及び継続的な活動を支援し、地域活性化に資するPPP/PFIの推進を図る。あわせて、地域プラットフォームの運用マニュアルの充実を図るとともに、専門家の派遣や地方公共団体職員・地域事業者向けの研修・セミナーの実施等による人材育成、市町村長との意見交換、官民対話の機会の創出等により、PPP/PFIの具体的案件形成を促進する。《内閣府、国土交通省、関係省庁》</p> <p>(ワンストップ窓口)</p> <p>a. 改正PFI法で創設されたワンストップ窓口制度やPFI推進機構による助言機能の活用により支援を行うとともに、これまでの相談内容の分析と現状課題の把握を踏まえ、地方公共団体等へよりの確な支援を行い、PPP/PFIの更なる推進を図る。《内閣府、関係省庁》</p> <p>(人口20万人未満の地方公共団体への対応)</p> <p>a. 「PPP/PFI導入可能性調査簡易化マニュアル」の周知、初期財政負担支援等により地方公共団体の負担軽減を図るとともに、優先的検討規程の運用支援等を行う。さらに、人口20万人未満の地方公共団体へのPPP/PFIの導入が加速する方策等の措置を講じる。《内閣府、関係省庁》</p> <p>(キャッシュフローを生み出しにくいインフラ)</p> <p>a. キャッシュフローを生み出しにくいインフラについて、海外事例等も参考にしつつ、モデル事業の実施などの財政的支援及びガイドラインや事例集等の策定・周知などの導入支援を行う。《内閣府、関係省庁》</p>	<p>a. 2021年度には新たに3地域で、地方公共団体や地元企業、地域金融機関が参画するプラットフォームの形成を支援している。令和元年度創設した地域プラットフォーム協定制度については、2地域を追加し、計27地域となった。地方公共団体職員に対する研修・セミナーを2021年7月～9月にかけて実施した。あわせて、研修では地方公共団体の案件形成に向けた個別相談会も実施した。</p> <p>市町村長のイニシアティブの更なる発揮を図るため、市町村長との意見交換を2021年10月に実施した。</p> <p>地方公共団体と民間事業者等との対話（サウンディング）についても、2021年11月に実施した。</p> <p>地方公共団体職員や民間事業者等向けのコンセッション事業推進セミナーについて、2021年度内に実施する予定である。</p> <p>a. 主に地方公共団体からのPPP/PFIに関する質問・相談に対して、適時適切に回答・情報提供を行っている。また、適宜当室所管の支援事業に繋げるなど、実効的な案件組成支援を行っている。</p> <p>2020年11月からは、Webによるワンストップ相談（24時間365日受付）を開始しており、利便性を高めている。</p> <p>a. 上記のワンストップ窓口、専門家派遣および地域プラットフォーム等を通じて、地方公共団体がPPP/PFIを検討するにあたっての支援を行っている。人口20万人未満の地方公共団体へのPPP/PFIの導入が図られるよう、支援事業を実施中であり、また、優先的検討規程の策定・運用の手引きの改訂等の施策を検討中。</p> <p>a. 指標連動方式（アベイラビリティペイメント方式）について、先進的な国内の事例や海外の制度を調査・整理し、これらの結果に基づき、活用方法を記載した実用的なガイドラインを内閣府において2021年度中を目途に策定する。また、当該方式の活用を検討する地方公共団体に対し、支援事業を実施中。文教施設分野については、包括民間委託等の実務的な手引きを2021年度中を目途に策定する。</p>

## 政策目標 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

新しい時代に対応したまちづくりを促進するためには、コンパクト・プラス・ネットワークの推進に向けた政策手段の強化とデジタル化の推進に向けた新技術を活用する取組を一体となって進める必要がある。このため、政令指定都市及び中核市等を中心に多核連携の核となるスマートシティを強力に推進し、企業の進出、若年層が就労・居住しやすい環境を整備するとともに、立地適正化計画及び地域公共交通計画の作成促進や策定された計画の実現を通じ、まちづくりと公共交通体系の見直しを一体的に進める。併せて、所有者不明土地対策等を推進する。

①社会のDX化による地域サービス等の進展や新技術活用による新たな価値創出に資する基盤を構築するとともに、都市マネジメント高度化等による社会課題解決を目指す取組への民間企業・市民の参画状況を向上させる。結果として、住民満足度の向上、産業の活性化、グリーン化の実現など社会的価値、経済的価値、環境的価値等を高める多様で持続可能な都市が各地に形成され、国内外に紹介できる優良事例を創出する。

②市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数を、2024年度末までに評価対象都市の2/3とすることを旨とする。

⇒評価対象都市の220/308 (160/229、100/141、44/63)  
(2021年4月 (2020年4月、2019年4月、2018年4月)時点)

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）
<p>○都市OS（データ連携基盤）上で構築されたサービスの種類数 社会領域（電子政府、防災、防犯、医療、介護、教育、交通等） 経済領域（観光、農林水産業、商業等） 環境領域（エネルギー等） ：毎年度増加〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕 ⇒前回記載なし</p>	<p>○都市OS（データ連携基盤）の導入数：2025年度までに100地域 ⇒18地域(2021年9月末時点)</p> <p>○自治体データプラットフォームとの連携数：毎年度増加〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕 ⇒前回記載なし</p> <p>○スマートシティサービスの運営組織数：毎年度増加〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕 ⇒前回記載なし</p>	<p>13. スマートシティの推進</p> <p>（データ連携の推進）</p> <p>a. スマートシティリファレンスアーキテクチャ（ガイドライン）に基づき、各府省のスマートシティ関係事業を実施する。 →</p> <p>b. 各府省のスマートシティ関係事業のうち、地方公共団体が都市OS（データ連携基盤）を整備する際は、リファレンスアーキテクチャを参照し、相互運用性や拡張性を担保することを採択要件にする。 →</p> <p>c. 「スーパーシティ・スマートシティにおけるデータ連携等に関する検討会」を通じて、データやシステムの相互接続性などに考慮した、スーパーシティにおいて実装するデータ連携基盤の要件を整理する。 →</p> <p>d. スーパーシティにおいて構築されたデータ連携基盤に基づき、スマートシティにおけるサービスの実装・運用をさらに推進する。 →</p> <p>e. 自治体データプラットフォームとスマートシティの都市OS（データ連携基盤）の連携モデルを構築し、課題を整理する。 →</p> <p>f. 自治体データプラットフォームと都市OS（データ連携基盤）の連携モデルをもとに、スマートシティの都市OS（データ連携基盤）の横展開を進める。 →</p> <p>g. 官民連携プラットフォームにおける普及推進活動等を通じて、参加会員・オブザーバー数を向上させるとともに連携させる官民データの量が増加するよう、スマートシティリファレンスアーキテクチャ（ガイドライン）の普及・定着を推進する。 →</p> <p>h. KPI指標の数値を調査、分析、妥当性の検討を行い、必要に応じてKPI指標を見直す。 →</p>

### 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p><b>13 スマートシティの推進</b></p> <p>(データ連携の推進)</p> <p>a. スマートシティリファレンスアーキテクチャ（ガイドライン）に基づき、各府省のスマートシティ関係事業を実施する。</p> <p>b. 各府省のスマートシティ関係事業のうち、地方公共団体が都市OS（データ連携基盤）を整備する際は、リファレンスアーキテクチャを参照し、相互運用性や拡張性を担保することを採択要件にする。</p> <p>c. 「スーパーシティ・スマートシティにおけるデータ連携等に関する検討会」を通じて、データやシステムの相互接続性などに考慮した、スーパーシティにおいて実装するデータ連携基盤の要件を整理する。</p> <p>e. 自治体データプラットフォームとスマートシティの都市OS（データ連携基盤）の連携モデルを構築し、課題を整理する。</p> <p>g. 官民連携プラットフォームにおける普及推進活動等を通じて、参加会員・オプザーバー数を向上させるとともに連携させる官民データの量が増加するよう、スマートシティリファレンスアーキテクチャ（ガイドライン）の普及・定着を推進する。</p> <p>h. KPI指標の数値を調査、分析、妥当性の検討を行い、必要に応じてKPI指標を見直す。</p>	<p>a. 2021年8月に4府省5事業の合同審査会を行い、スマートシティリファレンスアーキテクチャに基づき、各府庁のスマートシティ関係事業の採択を実施（62地域、74事業を選定し公表した。）</p> <p>b. 合同審査会の採択ポイントに都市OSの構築とAPIの公開を条件として公募を行い、関係事業における相互運用性や拡張性を担保。</p> <p>c. スーパーシティの指定に向けた議論の状況や、データ戦略推進ワーキンググループ（デジタル庁）における議論等を踏まえ、実装するデータ連携基盤の要件について検討中。</p> <p>e. 現況について調査を実施するとともに、データ戦略推進ワーキンググループ（デジタル庁）における議論等を踏まえ、課題の整理を実施予定。</p> <p>g. 官民連携PFのオンラインセミナーや、PF会員や関係機関等が主催するセミナーなどでアーキテクチャーとガイドブックの説明を行うなど活動の普及に努め、会員数は合計827団体まで増加。（2021年9月末時点。前年度末比63団体増加）</p> <p>h. アンケート等により既存情報の収集・整理を行うとともに、スマートシティの評価に関する有識者検討会を立ち上げ、年内の検討成果を踏まえ、工程表の評価指標の見直しに反映する。</p>

# 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○都市OS（データ連携基盤）を活用してサービスを提供するユーザ数：毎年度増加〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕 ⇒前回記載なし</p>	<p>○スマートシティの連携事例数：毎年度増加〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕 ⇒前回記載なし</p> <p>○技術の実装をした自治体・地域団体数：2025年度までに実装地域数100 ⇒33団体（23団体）（2021年3月（H29～R2年））</p>	<p>13. スマートシティの推進</p> <p>（官民連携・住民参加の推進）</p> <p>a. スマートシティの普及に向けて、政府内の推進体制を強化する。</p> <p>b. 関係府省等が連携して、これまでの知見を活用しつつ、ハンズオン支援の実施により、モデル事業等を推進する。</p> <p>c. 官民連携プラットフォームを通じて、データ利活用・脱炭素化等の成功モデルの横展開の促進、自治体と民間企業のマッチング支援を行う。</p> <p>d. 官民連携プラットフォームにおける普及推進活動等を通じて、制度・運用上の課題を解決するために必要な措置を講じる。</p> <p>e. 官民連携プラットフォームを通じて、住民が参画するスマートシティの取組を促すため、他分野での参加促進・理解醸成の取組（リビングラボ等）も参考に普及展開活動を行う。</p> <p>f. スマートシティガイドブック（2020年度作成）に基づき、取組の意義や進め方、定義等の普及展開を行う。</p> <p>g. 政令指定都市・中核市等におけるスマートシティの実証の取組を通じ、広域での連携や、都市間の連携による相互運用を行うに当たっての課題検討を行う。</p> <p>h. 上記に加え、スマートシティを普及させるに当たっての課題を整理し、制度・運用上の見直しを行う。</p> <p>i. 「グローバル・スマートシティ・アライアンス」や「日ASEANスマートシティ・ネットワーク・ハイレベル会合」等を通じて、得られた成果を海外にも展開し、海外の都市との間でも相互に知見を共有する。</p> <p>j. 自治体や民間企業、特に住民が参画した事例のモデルづくりを進める。</p> <p>k. K P I 指標の数値を調査、分析、妥当性の検討を行い、必要に応じてK P I 指標を見直す。</p>	<p>→</p>		
<p>○スマートシティに取組む自治体および民間企業・地域団体の数（官民連携プラットフォームの会員・オブザーバ数）：2025年度までに1000団体 ⇒827団体（2021年9月末時点）</p>	<p>○政府および自治体による、民間企業や住民等への広報活動の実績：毎年度増加〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕 ⇒前回記載なし</p>		<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		

### 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p><b>13 スマートシティの推進</b>            (官民連携・住民参加の推進)</p> <p>a. スマートシティの普及に向けて、政府内の推進体制を強化する。</p> <p>b. 関係府省等が連携して、これまでの知見を活用しつつ、ハンズオン支援の実施により、モデル事業等を推進する。</p> <p>c. 官民連携プラットフォームを通じて、データ利活用・脱炭素化等の成功モデルの横展開の促進、自治体と民間企業のマッチング支援を行う。</p> <p>d. 官民連携プラットフォームにおける普及推進活動等を通じて、制度・運用上の課題を解決するために必要な措置を講じる。</p> <p>e. 官民連携プラットフォームを通じて、住民が参画するスマートシティの取組を促すため、他分野での参加促進・理解醸成の取組(リビングラボ等)も参考に普及展開活動を行う。</p> <p>f. スマートシティガイドブック(2020年度作成)に基づき、取組の意義や進め方定義等の普及展開を行う。</p> <p>g. 政令指定都市・中核市等におけるスマートシティの実証の取組を通じ、広域での連携や、都市間の連携による相互運用を行うに当たっての課題検討を行う。</p> <p>i. 「グローバル・スマートシティ・アライアンス」や「日ASEANスマートシティ・ネットワーク・ハイレベル会合」等を通じて、得られた成果を海外にも展開し、海外の都市との間でも相互に知見を共有する。</p> <p>k. KPI指標の数値を調査、分析、妥当性の検討を行い、必要に応じてKPI指標を見直す。</p>	<p>a. スマートシティTFの下、地域連携WGを設置することとしたほか、必要に応じ課題検討のため検討会等を設置、等を通じ関係省庁・関係機関の活動の連携を強化。</p> <p>b. 合同審査会5事業の中の「未来技術社会実装事業(内閣府地創)」にて9地域を選定し、ハンズオン支援を実施。また、「スマートシティモデルプロジェクト(国土交通省)」にて新規で10事業を選定。</p> <p>c. 官民連携PFにおいて府省横断での事業支援(会員向けセミナー:6/1、8/3、10/1、12/3実施)、マッチング支援(3/2web開催)を実施。セミナーの中で、先進事例を有する自治体の関係者が講演を行い、広く、好事例の横展開を行っている。</p> <p>d. 官民連携PFのオンラインセミナーなどで、スマートシティガイドブックの概要説明を行い、スマートシティを進めるにあたっての、制度・運用上の課題解決のための情報提供を実施。</p> <p>e. 官民連携PFのオンラインセミナーなどで、スマートシティガイドブックの説明を行うとともに、他分野での参加促進・理解醸成の先進的な取り組みを行っている自治体による講演等により、普及展開を実施。</p> <p>f. 官民連携PFのオンラインセミナーや関係機関等が主催するセミナーなどで、スマートシティガイドブックの説明を行い、スマートシティを進めるにあたっての、制度・運用上の課題解決のための情報提供を実施。</p> <p>g. 合同審査会において今年度選定した事業の中で、都市間連携や事業間の連携事例が多数見られた。今後、事業を実施。自治体や事業者へのヒアリングを行い、連携や相互運用に係る課題の抽出と検討を行う。</p> <p>i. 2021年10月18日開催の「日ASEANスマートシティ・ネットワーク・ハイレベル会合」において国土交通省・科技事務局や国内専門家から、我が国のスマートシティの取組の発信と、関係国・都市との成果と知見の共有を行った。</p> <p>k. アンケート等により既存情報の収集・整理を行うとともに、スマートシティの評価に関する有識者検討会を立ち上げ、年内の検討成果を踏まえ、工程表の評価指標の見直しに反映する。</p>

# 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○大学等の取組を通じ、社会課題解決・まちづくり活動に参画した市民／関係人口の数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ⇒前回記載なし</p>	<p>○大学等における地域貢献・社会課題解決に関する普及促進活動数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ⇒前回記載なし</p>	<p>13. スマートシティの推進</p> <p>（人材育成）</p> <p>a. リカレント教育等を通じてデータリテラシーを高めるため、大学等と連携して、スマートシティの創出・運用に必要な人材の育成・確保を図る。</p> <p>b. 教育機関における地域貢献・社会課題解決に関する活動においてスマートシティに関する取り組み方の普及促進を進める。</p> <p>c. スマートシティの先導人材を育成するプログラムを作成する。</p> <p>d. スマートシティの先導人材を育成するプログラムを運用する。</p> <p>e. スマートシティの先導人材を育成するプログラムによって誕生した人材を中心としたスマートシティプログラムの企画設計をフォローしながら、新たな専門人材、実務人材の育成を図る。</p> <p>f. K P I 指標の数値を調査、分析、妥当性の検討を行い、必要に応じてK P I 指標を見直す。</p> <p>《スマートシティタスクフォース（内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、警察庁、金融庁）》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		
<p>○スマートシティ構築を先導する人材数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ⇒前回記載なし</p>	<p>○スマートシティの人材育成プログラムの受講者数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ⇒前回記載なし</p>				

### 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

実施年度		
2021年度		
	具体的取組	進捗状況
13	<p><b>スマートシティの推進</b></p> <p>(人材育成)</p> <p>a. リカレント教育等を通じてデータリテラシーを高めるため、大学等と連携して、スマートシティの創出・運用に必要な人材の育成・確保を図る。</p> <p>c. スマートシティの先導人材を育成するプログラムを作成する。</p> <p>f. KPI指標の数値を調査、分析、妥当性の検討を行い、必要に応じてKPI指標を見直す。</p> <p>《スマートシティタスクフォース（内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、警察庁、金融庁）》</p>	<p>a. 大学等と連携した人材育成等については、今年度中に既存情報の収集・整理を行うとともに、課題の抽出と検討を行う。</p> <p>c. 先導人材育成については、今年度中に既存情報の収集・整理を行うとともに、プログラムの在り方や整理を行う。</p> <p>f. アンケート等により既存情報の収集・整理を行うとともに、スマートシティの評価に関する有識者検討会を立ち上げ、年内の検討成果を踏まえ、工程表の評価指標の見直しに反映する。</p>

# 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が維持又は増加している市町村数：2024年度末までに評価対象都市の2/3 ⇒196/310（151/231、63/100） （2021年4月（2020年4月、2018年4月時点）</p>	<p>○立地適正化計画を作成した市町村数：2024年度末までに600市町村 ⇒398市町村（339市町村、177市町村） （2021年7月（2020年7月、2018年8月末時点）</p> <p>○立地適正化計画を地域公共交通計画と併せて策定した市町村数：2024年度末までに400市町村 ⇒ 281市町村（228市町村、172市町村） （2021年3月（2020年7月、2019年7月）末時点）</p>	<p>1 4. 立地適正化計画の作成・実施の促進</p> <p>（計画に対する予算措置等による支援）</p> <p>a. 予算措置等により市町村の計画作成を支援する。</p> <p>b. まちのマネジメントの広域化・自治体間連携などの観点も含め、現地訪問や計画相互の比較検証を通じたコンサルティングを継続的に実施することで計画の質を向上させるとともに、まちづくり分野と公共交通分野との連携強化に取り組み、立地適正化計画及び地域公共交通計画を一体的に策定するよう相互に働きかける。</p> <p>c. 立地適正化計画の策定支援に関する補助金交付に当たって、地域公共交通計画を作成していない市町村にあっては、その検討を引き続き交付要件とするとともに、両計画それぞれの策定に係る手引きに、両計画を併せて作成することの重要性を明記し、その周知を図る。</p> <p>d. 計画に基づく誘導施設や公共交通ネットワークの整備等について、予算措置等により市町村の取組を支援する。</p> <p>e. 国土交通省ウェブサイトの充実を図り、国の支援措置等をわかりやすく情報提供する。</p> <p>（支援策等の充実）</p> <p>a. 市町村の課題・ニーズに即した支援施策の充実を図るとともに、コンパクトシティに関連する支援措置等を一覧できる支援施策集を更新し、市町村に情報提供を行う。</p> <p>b. まちづくりに関連する支援施策について、コンパクト・プラス・ネットワークの形成に資するものへの重点化を推進する。</p> <p>c. 2015年から2030年までに人口が2割以上減少する見込みの自治体のうち都市計画区域を有するものについては、計画作成に向けた進捗状況を定期的に把握するとともに、積極的に相談に応じるなど、自治体の事情を踏まえたきめ細やかな対応を実施する。</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		

### 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p><b>14 立地適正化計画の作成・実施の促進</b></p> <p>(計画に対する予算措置等による支援)</p> <p>a. 予算措置等により市町村の計画作成を支援する。</p> <p>b. まちのマネジメントの広域化・自治体間連携などの観点も含め、現地訪問や計画相互の比較検証を通じたコンサルティングを継続的に実施することで計画の質を向上させるとともに、まちづくり分野と公共交通分野との連携強化に取り組み、立地適正化計画及び地域公共交通計画を一体的に策定するよう相互に働きかける。</p> <p>c. 立地適正化計画の策定支援に関する補助金交付に当たって、地域公共交通計画を作成していない市町村にあつては、その検討を引き続き交付要件とするとともに、両計画それぞれの策定に係る手引きに、両計画を併せて作成することの重要性を明記し、その周知を図る。</p> <p>d. 計画に基づく誘導施設や公共交通ネットワークの整備等について、予算措置等により市町村の取組を支援する。</p> <p>e. 国土交通省ウェブサイトの充実を図り、国の支援措置等をわかりやすく情報提供する。</p>	<p>a. 予算措置等により市町村の計画作成の支援を行った。</p> <p>b. まちのマネジメントの広域化・自治体間連携などの観点も含め、Web会議等を活用し計画相互の比較検証を通じたコンサルティングを継続的に実施することで計画の質の向上に働きかけた。また、まちづくり分野と公共交通分野との連携については、2021年7月に都市計画運用指針の改正等を行い、立地適正化計画及び地域公共交通計画を一体的に策定するよう相互に働きかけた。</p> <p>c. 立地適正化計画の策定支援に関する補助金交付に当たって、地域公共交通計画を作成していない市町村にあつては、その検討を引き続き交付要件とするとともに、両計画それぞれの策定に係る手引きに、両計画を連携して作成することの重要性を明記し、その周知を図った。</p> <p>d. 計画に基づく誘導施設や公共交通ネットワークの整備等について、予算措置等により市町村の取組を支援を行った。</p> <p>e. 国土交通省ウェブサイトの充実を図り、国の支援措置等をわかりやすく情報提供した。</p>

### 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

実施年度		
2021年度		
	具体的取組	進捗状況
14	<p><b>立地適正化計画の作成・実施の促進</b></p> <p>(支援策等の充実)</p> <p>a. 市町村の課題・ニーズに即した支援施策の充実を図るとともに、コンパクトシティに関連する支援措置等を一覧できる支援施策集を更新し、市町村に情報提供を行う。</p> <p>b. まちづくりに関連する支援施策について、コンパクト・プラス・ネットワークの形成に資するものへの重点化を推進する。</p> <p>c. 2015年から2030年までに人口が2割以上減少する見込みの自治体のうち都市計画区域を有するものについては、計画作成に向けた進捗状況を定期的に把握するとともに、積極的に相談に応じるなど、自治体の事情を踏まえたきめ細やかな対応を実施する。</p>	<p>a. 市町村の課題・ニーズに即した支援施策の充実を図るとともに、コンパクトシティに関連する支援措置等を一覧できる支援施策集を更新し、市町村に情報提供を行った。</p> <p>b. まちづくりに関連する支援施策について、コンパクト・プラス・ネットワークの形成に資するものへの重点化を推進した。</p> <p>c. 2015年から2030年までに人口が2割以上減少する見込みの自治体のうち都市計画区域を有するものについては、計画作成に向けた進捗状況を定期的に把握するとともに、積極的に相談に応じるなど、自治体の事情を踏まえたきめ細やかな対応を実施した。</p>

# 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が維持又は増加している市町村数：2024年度末までに評価対象都市の2/3 ⇒196/310（151/231、63/100） （2021年4月（2020年4月、2018年4月時点）</p>	<p>○立地適正化計画を作成した市町村数：2024年度末までに600市町村 ⇒398市町村（339市町村、177市町村） （2021年7月（2020年7月、2018年8月末時点）</p> <p>○立地適正化計画を地域公共交通計画と併せて策定した市町村数：2024年度末までに400市町村 ⇒281市町村（228市町村、172市町村） （2021年7月（2020年7月、2019年7月）末時点）</p>	<p>14. 立地適正化計画の作成・実施の促進 （モデル都市の形成・横展開） a. 都市の規模やまちづくりの重点テーマに応じたモデル都市の形成を図り、横展開を推進する。 b. 過去の取組事例について、効果、課題などを分析し、市町村と共有、必要に応じて支援施策を見直す。 c. 国土交通省ウェブサイトの充実を図り、市町村の取組状況等をわかりやすく情報提供する。</p> <p>（都市計画に関するデータの利用環境の充実） a. 都市計画情報のオープンデータ化に向けたガイドラインや3D都市モデルの構築・更新に係るマニュアル等の継続的な周知や全国での研修会の実施など、地方公共団体等の実務担当者に対して必要な支援を行うことにより、都市計画情報の活用を促進する。</p> <p>（効果的な評価指標設定の啓発） a. コンパクトシティ化による多様な効用を明らかにするため、都市構造の評価に関するハンドブック等の継続的な周知など地方公共団体等の実務担当者に対して必要な支援を行い、指標の活用を推進する。</p> <p>（スマート・プランニングの推進） a. 人の属性ごとの行動データの把握に関する分析手法について、複数都市での検証を通じて、多様な施策の評価が可能となる高度なシステムへ改良する。 b. 「スマート・プランニング研究小委員会」と連携し、セミナーや勉強会を通じて、分析手法の普及を図る。</p> <p>（立地適正化計画制度の更なる改善） a. 災害ハザードエリアの居住誘導区域からの除外の徹底、立地適正化計画に居住誘導区域内の防災対策を記載する「防災指針」、災害ハザードエリアからの移転の促進など、改正都市再生特別措置法等の周知を図りつつ、立地適正化計画の制度・運用の更なる改善等のために必要な措置を講じる。</p> <p>《国土交通省》 《コンパクトシティ形成支援チーム（国土交通省 内閣府 復興庁 総務省 財務省 金融庁 文部科学省 厚生労働省 農林産省 経済産業省 環境省）》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		

### 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

実施年度		
2021年度		
	具体的取組	進捗状況
14	<p><b>立地適正化計画の作成・実施の促進</b></p> <p>(モデル都市の形成・横展開)</p> <p>a. 都市の規模やまちづくりの重点テーマに応じたモデル都市の形成を図り、横展開を推進する。</p> <p>b. 過去の取組事例について、効果、課題などを分析し、市町村と共有、必要に応じて支援施策を見直す。</p> <p>c. 国土交通省ウェブサイトの充実を図り、市町村の取組状況等をわかりやすく情報提供する。</p> <p>(都市計画に関するデータの利用環境の充実)</p> <p>a. 都市計画情報のオープンデータ化に向けたガイドラインや3D都市モデルの構築・更新に係るマニュアル等の継続的な周知や全国での研修会の実施など、地方公共団体等の実務担当者に対して必要な支援を行うことにより、都市計画情報の利活用を促進する。</p>	<p>a. コンパクトシティの取組と都市の防災・減災対策に意欲的に取り組む防災コンパクト先行モデル都市を17都市選定しており、そのうち2021年7月時点において23都市が防災指針を定めた立地適正化計画を作成・公表し、横展開を推進した。</p> <p>b. 防災コンパクト先行モデル都市の検討事例について、課題などを市町村と共有し必要に応じて支援施策を見直した。</p> <p>c. 国土交通省ウェブサイトの充実を図り、市町村の取組状況や防災コンパクト先行モデル都市の先行事例等をわかりやすく情報提供を行った。</p> <p>a. 2021年5月に都市計画基礎調査実施要領等を改訂。全国56都市の3D都市モデルの整備、オープンデータ化を実施。2021年6月・9月に自治体向け説明会を実施。</p>

### 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

実施年度		
2021年度		
	具体的取組	進捗状況
14	<p><b>立地適正化計画の作成・実施の促進</b></p> <p>(効果的な評価指標設定の啓発)</p> <p>a. コンパクトシティ化による多様な効用を明らかにするため、都市構造の評価に関するハンドブック等の継続的な周知など地方公共団体等の実務担当者に対して必要な支援を行い、指標の活用を推進する。</p> <p>(スマート・プランニングの推進)</p> <p>a. 人の属性ごとの行動データの把握に関する分析手法について、複数都市での検証を通じて、多様な施策の評価が可能となる高度なシステムへ改良する。</p> <p>b. 「スマート・プランニング研究小委員会」と連携し、セミナーや勉強会を通じて、分析手法の普及を図る。</p> <p>(立地適正化計画制度の更なる改善)</p> <p>a. 災害ハザードエリアの居住誘導区域からの除外の徹底、立地適正化計画に居住誘導区域内の防災対策を記載する「防災指針」、災害ハザードエリアからの移転の促進など、改正都市再生特別措置法等の周知を図りつつ、立地適正化計画の制度・運用の更なる改善等のために必要な措置を講じる。</p> <p>《国土交通省》 《コンパクトシティ形成支援チーム（国土交通省、内閣官房、復興庁、総務省、財務省、金融庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省）</p>	<p>a. 各地方公共団体等の実務担当者に対する立地適正化計画策定支援等の中で都市構造の評価に関するハンドブック等の周知や活用推進を行った。</p> <p>a. 人の属性を踏まえた居住の立地選択等を評価するためのモデル（案）を構築した。</p> <p>b. 2021年6月・11月に自治体向けの説明会を実施した。</p> <p>a. 災害ハザードエリアの居住誘導区域からの除外の徹底、立地適正化計画に居住誘導区域内の防災対策を記載する「防災指針」、災害ハザードエリアからの移転の促進など、改正都市再生特別措置法等の周知を図りつつ、立地適正化計画の制度・運用の更なる改善等のために必要な措置を講じた。</p>

# 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○地方部（三大都市圏を除く地域）における乗合バス及び地域鉄道の輸送人員：減少率を毎年低下〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕 ⇒-2.3%（0.6%、-1.0%） （令和元年度(2017年-2018年、2015-2016年)）</p>	<p>○地域公共交通計画の策定件数：2024年度末までに1,200件 ⇒666件（606件、433件） （2021年9月(2020年9月、2018年10月)末時点）</p> <p>○立地適正化計画を地域公共交通計画と併せて策定した市町村数：2024年度末までに400市町村 ⇒ 281市町村（228市町村、172市町村） （2021年7月（2020年7月、2019年7月）末時点）</p>	<p>15. 地域公共交通計画の作成・実施の促進</p> <p>a. 公共交通分野とまちづくり分野との連携強化に取り組み、地域公共交通計画及び立地適正化計画を一体的に策定するように相互に働きかける。</p> <p>b. 地域公共交通計画の策定支援に関する補助金交付に当たって、立地適正化計画を作成していない市町村にあっては、その検討を引き続き交付要件とするとともに、両計画それぞれの策定に係る手引きに、両計画を併せて作成することの重要性を明記し、その周知を図る。</p> <p>c. 2020年11月に施行された改正地域公共交通活性化再生法等を活用しつつ、先進的な事例の積極的な横展開等を通じて、公共交通ネットワーク構築を着実に実施するとともに、次期交通政策基本計画を踏まえた施策を着実に推進していく。 《国土交通省》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		
<p>○都市計画道路の見直しを行った市町村数の割合：2023年度末までに90% ⇒83.3%（80.9%）（2020年3月（2019年3月末時点））</p>	<p>○都市計画道路の見直しの検討に着手した市町村数の割合：2023年度末までに100% ⇒86.9%（85.2%）（2020年3月（2019年3月末時点））</p>	<p>16. 都市計画道路の見直し</p> <p>a. 「都市計画道路の見直しの手引き」を全国の担当者が集まる会議で周知するなど、横展開を図る。《国土交通省》</p>	<p>→</p>		

### 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p><b>15 地域公共交通計画の作成・実施の促進</b></p> <p>a. 公共交通分野とまちづくり分野との連携強化に取り組み、地域公共交通計画及び立地適正化計画を一体的に策定するように相互に働きかける。</p> <p>b. 地域公共交通計画の策定支援に関する補助金交付に当たって、立地適正化計画を作成していない市町村にあつては、その検討を引き続き交付要件とするとともに、両計画それぞれの策定に係る手引きに、両計画を併せて作成することの重要性を明記し、その周知を図る。</p> <p>c. 2020年11月に施行された改正地域公共交通活性化再生法等を活用しつつ、先進的な事例の積極的な横展開等を通じて、公共交通ネットワーク構築を着実に実施するとともに、次期交通政策基本計画を踏まえた施策を着実に推進していく。 《国土交通省》</p>	<p>a. 公共交通分野とまちづくり分野との連携強化に取り組み、地域公共交通計画及び立地適正化計画を一体的に策定するように相互に働きかけを行った。その結果、281市町村（2021年7月末時点）で両計画が策定されている。</p> <p>b.</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通計画の策定支援に関する補助金交付に当たって、立地適正化計画を作成していない市町村にあつては、その検討を引き続き交付要件とした。</li> <li>・地域公共交通計画に係る手引きを作成・公表しており、両計画を併せて作成することの重要性を明記することで、周知を図っている。</li> </ul> <p>c.</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通計画について市町村等による策定を法的に努力義務化することで、地域交通に関するマスタープランの位置づけを明確化した。</li> <li>・「交通政策基本計画」については、2021年5月に閣議決定された。</li> </ul>
<p><b>16 都市計画道路の見直し</b></p> <p>a. 「都市計画道路の見直しの手引き」を全国の担当者が集まる会議で周知するなど、横展開を図る。《国土交通省》</p>	<p>a. 全国の都市計画担当課長等の自治体担当者が集まる会議等において、見直しの考え方や事例の提供を行うなど、「手引き」の周知等の横展開を行っている。</p>

# 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数：2025年において400万戸程度におさえる ⇒2024年10月提出可能（349万戸、318万戸） （（2018、2013）年度）</p> <p>○既存住宅流通の市場規模：2025年までに8兆円 ⇒2024年10月提出可能（4.5兆円、4.0兆円） （（2018、2013）年時点）</p> <p>※社会資本整備審議会住宅地分科会等において審議中</p>	<p>○空き家・空き店舗等の再生による新たな投資：2020年度～2022年度の平均値で3.7億円 ⇒1.26億円（2.54億円、2.3億円） （2018年～2020年度の平均（2018～2019年度の平均値、2018年度））</p> <p>○空家等対策計画を策定した市区町村数の割合：2025年末までにおおむね8割 ⇒77%（69.4%、3.0%） （2021年3月（2020年3月末、2016年3月末時点））</p> <p>※社会資本整備審議会住宅地分科会等において審議中</p> <p>○低未利用土地権利設定等促進計画の作成件数：2023年度末までに約35件 ⇒0件（0件、0件） （2021年7月（2020年3月、2019年7月）末時点）</p> <p>○立地誘導促進施設協定の締結数：2023年度末までに約25件 ⇒1件（1件、0件） （2021年7月（2020年4月、2019年7月）末時点）</p>	<p>17. 既存ストックの有効活用</p> <p>（先進的取組や活用・除却への支援）</p> <p>a. 「全国版空き家・空き地バンク」による情報提供の充実化等を実施し、全国版バンクを通じた空き家等のマッチングを促進する。</p> <p>b. 空き家等の流通促進のために先進的な取組を行う団体の優良事例を収集、全国版バンク内に事例紹介ページを設置し、横展開を実施する。</p> <p>c. 自治体向けのガイドラインの作成など、自治体による空き家バンク設置に向けた支援を実施する。</p> <p>d. 管理不全土地等の利活用・管理に向けて、利用ニーズのマッチング等を促進するランドバンクについてモデル調査の実践を通じ、必要な制度見直し等のとりまとめを行い、制度の見直しを実施する。</p> <p>e. 「不動産特定共同事業法の電子取引業務ガイドライン」や不動産の流通に係る税制の特例措置等により、不動産に係るクラウドファンディングや小規模不動産特定共同事業の活用を促進する。</p> <p>f. 空き家等の利活用事業に係る好事例の蓄積・横展開を図り、地域の不動産業者等が小口資金を募ることにより空き家等の利活用事業に取り組むことができるよう、事業の管理者となるための不動産証券化に関する法務・税務等の知識を付与する講習の実施等を行う。</p> <p>g. 空家等対策計画の策定を促進し、地方公共団体が行う周辺に悪影響を及ぼす空き家等の除却、空き家を活用し地域活性化に資する施設へ改修する取組に対して支援を実施する。</p> <p>h. 空き家・空き室を活用したセーフティネット住宅について、登録目標の達成状況等を踏まえ、地方公共団体に対し、賃貸住宅供給促進計画の策定による登録基準の合理化や支援制度の充実の働きかけを行うなど登録促進に取組む。</p> <p>i. 市町村や民間事業者等が行う空き家対策のための人材育成や相談体制の構築、空き家対策に関する新たなビジネスの構築等のモデル的な取組に対して支援を実施する。</p> <p>j. 改正都市再生特別措置法（2018年7月施行）等で創設した都市のスポンジ化対策等に関する各種制度について、立地適正化計画に関するコンサルティング等と併せて、活用促進を図る。 《国土交通省》</p>	<p>→</p>		

### 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p><b>17 既存ストックの有効活用</b></p> <p>(先進的取組や活用・除却への支援)</p> <p>a. 「全国版空き家・空き地バンク」による情報提供の充実化等を実施し、全国版バンクを通じた空き家等のマッチングを促進する。</p> <p>b. 空き家等の流通促進のために先進的な取組を行う団体の優良事例を収集、全国版バンク内に事例紹介ページを設置し、横展開を実施する。</p> <p>c. 自治体向けのガイドラインの作成など、自治体による空き家バンク設置に向けた支援を実施する。</p> <p>d. 管理不全土地等の利活用・管理に向けて、利用ニーズのマッチング等を促進するランドバンクについてモデル調査の実践を通じ、必要な制度見直し等のとりまとめを行い、制度の見直しを実施する。</p> <p>e. 「不動産特定共同事業法の電子取引業務ガイドライン」や不動産の流通に係る税制の特例措置等により、不動産に係るクラウドファンディングや小規模不動産特定共同事業の活用を促進する。</p> <p>f. 空き家等の利活用事業に係る好事例の蓄積・横展開を図り、地域の不動産業者等が小口資金を募ることにより空き家等の利活用事業に取り組むことができるよう、事業の管理者となるための不動産証券化に関する法務・税務等の知識を付与する講習の実施等を行う。</p>	<p>a. 全国版空き家・空き地バンクにおいて、登録自治体数等の増加に取り組んだ。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加自治体数：852自治体</li> <li>・掲載物件数：約10,500件</li> <li>・累計成約件数：約9,200件</li> </ul> <p>(2021年10月末時点)</p> <p>b. 全国版空き家・空き地バンクにおいて、空き家利活用に係る優良事例を紹介。(2021年5月公開) コロナ禍における空き家の有効活用事例に関するWebセミナーを開催。(2021年度中開催予定)</p> <p>c. 全国の自治体を対象に全国版空き家・空き地バンクを含む空き家バンク設置のためのガイドラインを作成。(2021年度中作成予定)</p> <p>d. 2020年度(6団体採択)、2021年度(6団体採択)に実施したランドバンクモデル調査から得られた知見・課題を基に、国土審議会において2021年12月に必要な見直し事項等を取りまとめ、2022年通常国会に必要な法案の提出を目指す。</p> <p>e. 不動産に係るクラウドファンディングや小規模不動産特定共同事業の活用を促進するため、セミナーにおいて、不動産特定共同事業の制度概要とともに「不動産特定共同事業法の電子取引業務ガイドライン」や不動産の流通に係る税制の特例措置等を周知したほか、本年7月に不動産特定共同事業の意義・活用のメリットや好事例、成功のポイントをまとめた「不動産特定共同事業(FTK)の利活用促進ハンドブック」を作成し周知を実施。</p> <p>f. 関係者と連携し、事業の管理者となるための不動産証券化に関する法務・税務等の知識を付与する講習を、2019年度まで2件実施(2019年度及び2020年度開催。2021年度は現在参加者募集中。)</p>

### 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p><b>17 既存ストックの有効活用</b></p> <p>(先進的取組や活用・除却への支援)</p> <p>g. 空き家対策計画の策定を促進し、地方公共団体が行う周辺に悪影響を及ぼす空き家等の除却、空き家を活用し地域活性化に資する施設へ改修する取組に対して支援を実施する。</p> <p>h. 空き家・空き室を活用したセーフティネット住宅について、登録目標の達成状況等を踏まえ、地方公共団体に対し、賃貸住宅供給促進計画の策定による登録基準の合理化や支援制度の充実の働きかけを行うなど登録促進に取組む。</p> <p>i. 市町村や民間事業者等が行う空き家対策のための人材育成や相談体制の構築、空き家対策に関する新たなビジネスの構築等のモデル的な取組に対して支援を実施する。</p> <p>j. 改正都市再生特別措置法（2018年7月施行）等で創設した都市のスポンジ化対策等に関する各種制度について、立地適正化計画に関するコンサルティング等と併せて、活用促進を図る。</p> <p>《国土交通省》</p>	<p>g. 空き家対策総合支援事業等の実施により、地方公共団体が行う空き家の除却や、地域活性化に資する空き家の活用に対する支援等を行った。</p> <p>h. セーフティネット登録住宅について、地方公共団体に対し計画の策定や支援制度の創設の働きかけを行うとともに、セーフティネット登録住宅に対する改修費や家賃低廉化等の支援の充実を図った。</p> <p>i. 住宅市場を活用した空き家対策モデル事業の実施により、市町村や民間事業者等が行う空き家対策のモデル的な取組に対して支援を行った。</p> <p>j. 改正都市再生特別措置法（2018年7月施行）等で創設した都市のスポンジ化対策等に関する各種制度について、立地適正化計画に関するコンサルティング等と併せて、活用促進を図った。</p>

# 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数：2025年において400万戸程度におさえる ⇒2024年10月提出可能（349万戸、318万戸） （（2018、2013）年度）</p> <p>○既存住宅流通の市場規模：2025年までに8兆円 ⇒2024年10月提出可能（4.5兆円、4.0兆円） （（2018、2013）年時点）</p> <p>※社会資本整備審議会住宅宅地分科会等において審議中</p>	<p>○不動産価格指数を掲載するホームページのアクセス件数：2022年度に400,000件 ※不動産情報に係る新たな指標の充実：2021年度までに公表 ⇒470,684件（421,876件、105,872件） （2020(2019、2016)年度）</p>	<p>17. 既存ストックの有効活用</p> <p>（情報の充実等） a. 不動産総合データベースの取組として、官民が保有する各種不動産関連データの連携がより一層行われるよう環境整備を進めるとともに、不動産情報に係る新たな指標の公表を行うことで不動産情報基盤を充実させつつ、地方公共団体とも連携し、具体的な活用方法を示すことにより、価格指数をはじめとする不動産情報基盤を改善する。《国土交通省》</p>		→	
	<p>○インスペクションを受けた既存住宅売買瑕疵保険の加入割合：2025年までに20% ※社会資本整備審議会住宅宅地分科会等において審議中 ⇒14%（12%、5%） （2019（2018、2014）年時点）</p>	<p>b. 国が専門家によるインスペクションの活用の促進や、「安心R住宅」制度の周知・普及等を通じ、売主・買主が安心して取引できる市場環境を整備する。《国土交通省》</p>	→		
		<p>（売主と買主の情報の非対称性を低減させるための取組の推進） a. 国内におけるインスペクション活用に係る実態調査を実施する。 b. 住宅市場に占める既存住宅の流通シェアが高い諸外国におけるインスペクションの実態、制度的背景、商習慣等を把握し、我が国への導入の課題等の調査分析を行い、制度の運用改善を図る。 《国土交通省》</p>	→	→	

### 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

実施年度		
2021年度		
	具体的取組	進捗状況
17	<p><b>既存ストックの有効活用</b></p> <p>(情報の充実等)</p> <p>a. 不動産総合データベースの取組として、官民が保有する各種不動産関連データの連携がより一層行われるよう環境整備を進めるとともに、不動産情報に係る新たな指標の公表を行うことで不動産情報基盤を充実させつつ、地方公共団体とも連携し、具体的な活用方法を示すことにより、価格指数をはじめとする不動産情報基盤を改善する。《国土交通省》</p> <p>b. 国が専門家によるインスペクションの活用の促進や、「安心R住宅」制度の周知・普及等を通じ、売主・買主が安心して取引できる市場環境を整備する。《国土交通省》</p> <p>(売主と買主の情報の非対称性を低減させるための取組の推進)</p> <p>a. 国内におけるインスペクション活用に係る実態調査を実施する。</p> <p>b. 住宅市場に占める既存住宅の流通シェアが高い諸外国におけるインスペクションの実態、制度的背景、商習慣等を把握し、我が国への導入の課題等の調査分析を行い、制度の運用改善を図る。《国土交通省》</p>	<p>a. 2021年度は既存住宅販売量の確報値と法人取引量指数の公表に向けた検討を行っている。また、2021年4月に公表した不動産市場分野の面的データ構築に係わるガイドラインについて、地方公共団体に向けた周知等を実施する予定。</p> <p>b. インスペクションの活用状況についてアンケート調査を実施し、活用促進に向けた課題を把握するとともに、安心R住宅の周知・普及を推進。</p> <p>a. インスペクションの活用状況について、アンケート調査を実施。</p> <p>b. 諸外国におけるインスペクションの活用状況の実態について、調査を実施</p>

# 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○国有地の定期借地件数：目標は設定せず、モニターする〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕 ⇒144件（138件、109件） （2021年3月(2020年3月、2018年3月)末時点)</p>	<p>○固定資産台帳の更新状況：毎年度100% ⇒87.5%（83.1%、81.7%） （2019（2018、2017）年度決算分）</p>	<p>17. 既存ストックの有効活用</p> <p>（未利用資産等の活用促進）</p> <p>a. 国有地について、国は国有地の管理・処分の基本方針に基づき、公用、公共用優先の原則に基づく地方公共団体等からの優先的な利用要望を受け付け、利用要望がない場合は一般競争入札により処分する。また、まちづくりに配慮した土地利用を行いつつ、民間の企画力・知見を具体的な土地利用に反映させる入札などの手法の活用も行うほか、所有権を留保する財産や、保育・介護等の人々の安心につながる分野で利用を行う財産については、定期借地権による貸付を行うなど、管理処分の多様化を図るとともに、国有地の定期借地件数のモニタリングの結果を踏まえ、未利用資産等の活用促進の観点から必要な改善策を講じる。《財務省》</p> <p>b. 公有地について、国は地方公共団体における固定資産台帳の整備状況を毎年フォローアップしつつ、先進的な取組事例を把握して横展開する。《総務省》</p> <p>c. 各地方公共団体が公表している固定資産台帳のデータや保有する財産の活用や処分に関する基本方針へのリンク集を作成し、順次更新する。また、財政状況資料集において、以下の項目について、経年比較や類似団体比較を実施した上で、グラフを用いて図示するとともに、各団体の分析コメントを付して公表し、各地方公共団体における施設類型ごとの公共施設の保有量等を「見える化」する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所有資産全体の有形固定資産減価償却率</li> <li>・施設類型ごとの有形固定資産減価償却率及び一人当たり面積等</li> <li>・一人当たりの投資的経費の内訳（既存施設更新・新規施設整備）、維持補修費も含めた決算情報</li> </ul> <p>有形固定資産減価償却率については、将来負担比率とも組み合わせ、経年比較や類似団体比較を行うことで、老朽化対策の進捗状況を「見える化」する。《総務省》</p> <p>d. 公有財産の有効活用を促進するため、作成した手引きを普及させるとともに、民間提案を活用した取組等の先進的な事例を把握して横展開する。《関係省庁》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		

### 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<b>17 既存ストックの有効活用</b>	<b>具体的取組</b>
<p>(未利用資産等の活用促進)</p> <p>a. 国有地について、国は国有地の管理・処分の基本方針に基づき、公用、公共用優先の原則に基づく地方公共団体等からの優先的な利用要望を受け付け、利用要望がない場合は一般競争入札により処分する。また、まちづくりに配慮した土地利用を行いつつ、民間の企画力・知見を具体的な土地利用に反映させる入札などの手法の活用も行うほか、所有権を留保する財産や、保育・介護等の人々の安心につながる分野で利用を行う財産については、定期借地権による貸付を行うなど、管理処分が多様化を図るとともに、国有地の定期借地件数のモニタリングの結果を踏まえ、未利用資産等の活用促進の観点から必要な改善策を講じる。《財務省》</p> <p>b. 公有地について、国は地方公共団体における固定資産台帳の整備状況を毎年フォローアップしつつ、先進的な取組事例を把握して横展開する。《総務省》</p> <p>c. 各地方公共団体が公表している固定資産台帳のデータや保有する財産の活用や処分に関する基本方針へのリンク集を作成し、順次更新する。また、財政状況資料集において、以下の項目について、経年比較や類似団体比較を実施した上で、グラフを用いて図示するとともに、各団体の分析コメントを付して公表し、各地方公共団体における施設類型ごとの公共施設の保有量等を「見える化」する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所有資産全体の有形固定資産減価償却率</li> <li>・施設類型ごとの有形固定資産減価償却率及び一人当たり面積等</li> <li>・一人当たりの投資的経費の内訳（既存施設更新・新規施設整備）、維持補修費も含めた決算情報</li> </ul> <p>有形固定資産減価償却率については、将来負担比率とも組み合わせ、経年比較や類似団体比較を行うことで、老朽化対策の進捗状況を「見える化」する。《総務省》</p> <p>d. 公有財産の有効活用を促進するため、作成した手引きを普及させるとともに、民間提案を活用した取組等の先進的な事例を把握して横展開する。《関係省庁》</p>	<p>a. 国有地について、国は国有地の管理・処分の基本方針に基づき、公用、公共用優先の原則に基づく地方公共団体等からの優先的な利用要望を受け付け、利用要望がない場合には一般競争入札により処分を行っている。</p> <p>また、まちづくりに配慮した土地利用を行いつつ、民間の企画力・知見を具体的な土地利用に反映させる入札などの手法の活用も行ったほか、所有権を留保する財産や、保育・介護等の人々の安心につながる分野で利用を行う財産については、定期借地権による貸付を行っているなど、管理処分が多様化を図るとともに、国有地の定期借地件数のモニタリングの結果を踏まえ、未利用資産等の活用促進の観点から必要な改善策を講じている。</p> <p>b. 2019年度決算に係る固定資産台帳の整備状況について、調査・把握済み。固定資産台帳を活用した取組事例について、総務省HPに集約・公表しており、引き続き、取組事例の集約・横展開を実施する。</p> <p>c. 固定資産台帳のデータへのリンク集について、2021年10月に総務省HPにて公表済み。</p> <p>保有する財産の活用や処分に関する基本方針へのリンク集については公表済みであり、順次更新する予定（年度末まで）。</p> <p>令和元年度決算分の財政状況資料集において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所有資産全体の有形固定資産減価償却率</li> <li>・施設類型ごとの有形固定資産減価償却率及び一人当たり面積等</li> <li>・一人当たりの投資的経費の内訳（既存施設更新・新規施設整備）、維持補修費も含めた決算情報とともに、施設類型別の減価償却率や有形固定資産減価償却率と将来負担比率との組み合わせの比較及び各地方公共団体において行った分析を公表済み。 </li></ul> <p>d. 作成した手引きの周知を引き続き実施。公的不動産を含めた遊休不動産について、不動産証券化手法を活用した、新しい生活様式に対応した改修事業に取り組もうとしている者に対し、専門家によるアドバイザー等への支援を実施し、好事例の横展開を図る。</p>

# 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○国公有財産の最適利用プランを策定した数：目標は設定せず、モニターする〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕 ⇒21件（15件、8件） （2021年3月(2020年3月、2018年3月)末時点）</p>	<p>○市区町村等との間で設置した協議会の数：増加〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕 ⇒113件（101件、75件） （2021年3月(2020年3月、2018年3月)末時点）</p>	<p>17. 既存ストックの有効活用</p> <p>（地域における国公有財産の最適利用に向けたプランの策定と定期的な点検）</p> <p>a. 全市区町村等と財務省財務局・財務事務所間において、連携窓口の設置、一件別情報の提供、協議会の設置、情報共有等を実施し、最適利用プランの策定を行う。</p> <p>b. 各地域の国公有財産最適利用の進捗状況をフォローアップし公表する。なお、有効活用に当たっては、立地適正化計画が策定されている区域については同計画を踏まえて行うとともに、国公有財産の最適利用プランを策定した数のモニタリングの結果を踏まえ、同プランの策定と定期的な点検に関して必要な改善策を講じる。 《財務省、総務省》</p>	→	→	
<p>○長期相続登記等未了土地が解消された数：毎年度増加〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕 ⇒81,923筆（26,743筆） （2020年度末（2020年9月30日）時点）</p> <p>○変則的な登記がされている土地が解消された数：毎年度増加〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕 ⇒4,035筆（858筆）（2020年度末（2020年10月1日）時点）</p>	<p>○市町村等の事業実施主体のニーズを踏まえて行う、長期相続登記等未了土地の解消作業に着手した数：2020年度末までに約140,000筆 ⇒318,190筆（197,702筆）（2020年度末（2020年9月30日）時点）</p> <p>○市町村等の事業実施主体のニーズを踏まえて行う、変則的な登記がされている土地の解消作業に着手した数：2020年度末までに約15,000筆 ⇒15,775筆（7,887筆）（2020年度末（2020年10月1日）時点）</p>	<p>18. 所有者不明土地の有効活用</p> <p>（相続登記の義務化等を含めて相続等を登記に反映させるための仕組み、登記簿と戸籍等の連携等による所有者情報を円滑に把握する仕組み、土地を手放すための仕組み等）</p> <p>a. 所有者不明土地の発生を予防するための仕組み、所有者不明土地を円滑かつ適正に利用するための仕組み等について、必要な制度改革を実施する。</p> <p>b. 筆界特定制度の新たな活用策等を実施する。 《法務省》</p> <p>（長期相続登記等未了土地及び変則的な登記がされている土地の解消）</p> <p>a. 民法・不動産登記法の改正を踏まえて、長期相続登記等未了土地及び変則的な登記がされている土地の解消方策の在り方を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 《法務省》</p> <p>（遺言書保管制度の円滑な導入）</p> <p>a. 2020年7月から運用が開始されている遺言書保管制度の普及を図る。 《法務省》</p>	→	→	→

### 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p><b>17 既存ストックの有効活用</b></p> <p>(地域における国公有財産の最適利用に向けたプランの策定と定期的な点検)</p> <p>a. 全市区町村等と財務省財務局・財務事務所間において、連携窓口の設置、一件別情報の提供、協議会の設置、情報共有等を実施し、最適利用プランの策定を行う。</p> <p>b. 各地域の国公有財産最適利用の進捗状況をフォローアップし公表する。なお、有効活用にあたっては、立地適正化計画が策定されている区域については同計画を踏まえて行うとともに、国公有財産の最適利用プランを策定した数のモニタリングの結果を踏まえ、同プランの策定と定期的な点検に関して必要な改善策を講じる。 《財務省、総務省》</p>	<p>a. 全市区町村等と財務省財務局・財務事務所間において、連携窓口の設置、一件別情報の提供、協議会の設置、情報共有等を実施し、最適利用プランの策定を行っている。</p> <p>b. 各地域の国公有財産最適利用の進捗状況をフォローアップし公表する予定としている。なお、有効活用にあたっては、立地適正化計画が策定されている区域については同計画を踏まえて行うとともに、国公有財産の最適利用プランを策定した数のモニタリングの結果を踏まえ、同プランの策定と定期的な点検に関して必要な改善策を講じている。</p>
<p><b>18 所有者不明土地の有効活用</b></p> <p>(相続登記の義務化等を含めて相続等を登記に反映させるための仕組み、登記簿と戸籍等の連携等による所有者情報を円滑に把握する仕組み、土地を手放すための仕組み等)</p> <p>a. 所有者不明土地の発生を予防するための仕組み、所有者不明土地を円滑かつ適正に利用するための仕組み等について、必要な制度改革を実施する。</p> <p>b. 筆界特定制度の新たな活用策等を実施する。 《法務省》</p> <p>(長期相続登記等未了土地及び変則的な登記がされている土地の解消)</p> <p>a. 民法・不動産登記法の改正を踏まえて、長期相続登記等未了土地及び変則的な登記がされている土地の解消方策の在り方を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 《法務省》</p> <p>(遺言書保管制度の円滑な導入)</p> <p>a. 2020年7月から運用が開始されている遺言書保管制度の普及を図る。 《法務省》</p>	<p>a. 2021年4月に「民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（令和3年法律第25号）」が成立・公布された。</p> <p>b. 筆界特定制度の新たな活用策等を実施した。</p> <p>a. 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）に基づき新制度が創設されるため、当該新制度の施行に合わせて、長期相続登記等未了土地及び変則的な登記がされている土地をより効果的に解消することができるような方策の在り方について検討を行っている。</p> <p>a. 遺言書保管制度の手続案内を法務省HPにおいて行うとともに、同制度の概要を紹介したポスター及びチラシ等の作成・配布等を行い、同制度の普及を図っている。</p>

# 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○地域福利増進事業における利用権の設定数：2019年6月から10年間で累計100件 ⇒0件（0件）（2021年10月（2020年10月末））</p>	<p>○所有者不明土地の収用手続きに要する期間（収用手続きへの移行から取得まで）：2019年6月以降に手続きを開始したものは約21か月（約1/3短縮） ⇒2024年度10月把握可能</p>	<p>18. 所有者不明土地の有効活用</p> <p>（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の円滑な施行、土地の管理や利用に関し所有者が負うべき責務やその担保方策）</p> <p>a. 民事基本法制の見直しも踏まえ、土地基本方針の改定を実施する。</p> <p>b. 改定後の土地基本方針や国土審議会における調査審議・とりまとめを踏まえ、所有者不明土地法施行3年経過の見直しに向けた検討を実施し、必要な制度見直し等を実施する。《国土交通省》</p>	→	→	
<p>○全農地面積に占める担い手の利用面積のシェア：2023年度末までに8割 ⇒58.0%（57.1%、55.2%） （2021年3月（2020年3月末、2018年3月末時点））</p>	<p>○新制度による所有者不明農地の活用面積：毎年度増加〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕 ⇒58.4ha（129件）（12.4ha（18件）、0ha）（2021年3月（2020年3月、2019年3月）時点）</p>	<p>（所有者が不明な場合を含めて地籍調査を円滑かつ迅速に進めるための措置）</p> <p>a. 第7次国土調査事業十箇年計画（2020年～2029年）に基づき、国土調査法等の改正により措置された所有者不明等の場合でも調査を進めるための新たな調査手続の活用や、地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入を促進し、地籍調査を円滑かつ迅速に進める。《国土交通省》</p>	→		
<p>○私有人工林のうち林業経営を実施する森林として集積・集約化された面積の割合：2028年度末までに5割 ⇒37.2（36.6%）（2021年3月（2020年3月）時点）</p>	<p>○私有人工林が所在する市町村のうち、新たな制度の下で森林の集積・集約化に取り組んだ市町村の割合：2023年度末までに10割 ⇒6割（3割）（2021年3月（2020年3月）時点）</p>	<p>（所有者不明農地に関する新たなスキーム等）</p> <p>a. 制度の浸透を図り、農地中間管理機構による農地の集積・集約化を推進するとともに、半期毎に活用事例を収集し、HP上で公表する取組を実施する。《農林水産省》</p> <p>（所有者不明森林に関する新たなスキーム等）</p> <p>a. 森林経営管理法が円滑に運用されるよう、説明会等で制度の周知を図るほか、先進事例を調査・分析し、普及を図る。</p> <p>b. 引き続き、制度の周知を図るとともに、先進地以外の取組の参考となる多様な事例の調査・分析を進め、取組を全国に横展開する。</p> <p>c. 林地台帳を活用しつつ、森林の経営管理の集積・集約化を推進する。また、地方交付税措置により支援する。《農林水産省》</p>	→	→	→

### 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p><b>18 所有者不明土地の有効活用</b></p> <p>(所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の円滑な施行、土地の管理や利用に関し所有者が負うべき責務やその担保方策)</p> <p>a. 民事基本法制の見直しも踏まえ、土地基本方針の改定を実施する。</p> <p>b. 改定後の土地基本方針や国土審議会における調査審議・とりまとめを踏まえ、所有者不明土地法施行3年経過の見直しに向けた検討を実施し、必要な制度見直し等を実施する。《国土交通省》</p> <p>(所有者が不明な場合を含めて地籍調査を円滑かつ迅速に進めるための措置)</p> <p>a. 第7次国土調査事業十箇年計画(2020年~2029年)に基づき、国土調査法等の改正により措置された所有者不明等の場合でも調査を進めるための新たな調査手続の活用や、地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入を促進し、地籍調査を円滑かつ迅速に進める。《国土交通省》</p> <p>(所有者不明農地に関する新たなスキーム等)</p> <p>a. 制度の浸透を図り、農地中間管理機構による農地の集積・集約化を推進するとともに、半期毎に活用事例を収集し、HP上で公表する取組を実施する。《農林水産省》</p> <p>(所有者不明森林に関する新たなスキーム等)</p> <p>a. 森林経営管理法が円滑に運用されるよう、説明会等で制度の周知を図るほか、先進事例を調査・分析し、普及を図る。</p> <p>c. 林地台帳を活用しつつ、森林の経営管理の集積・集約化を推進する。また、地方交付税措置により支援する。《農林水産省》</p>	<p>a. 土地基本方針の変更については、国土審議会での審議を通じ、関係府省庁の施策の進捗や、所有者不明土地法の見直しに向けた検討等を踏まえ、2020年5月28日に閣議決定されたところ。</p> <p>b. 所有者不明土地の利活用や円滑な管理等を図る制度の充実と支援策の強化を検討し、国土審議会において2021年12月にとりまとめ、2022年通常国会に必要な法案の提出を目指す。</p> <p>a. 所有者不明等の場合でも調査を進める新たな調査手続や、官民境界のみを先行して調査を行う街区境界調査等の効率的な調査手法について、導入促進に向けた取り組みを推進しており、市町村等が行う地籍調査の現場においてその活用が進んでいる。</p> <p>a. 2021年8月に活用実績(2021年3月末時点)をHPに公表</p> <p>a. 市町村職員等を対象とした研修や説明会を継続的に実施するとともに、全国12地区(累計24地区)を対象とした先進事例の調査・分析を実施し、取組事例の横展開を図る取組事例集、事務データベースの作成に取り組んでいるところ。</p> <p>c. 全市町村で整備されている林地台帳については、森林経営管理法に基づき市町村が行う森林所有者の意向調査等に活用しているところ。また、登記簿を基に作成した林地台帳情報について、各種調査等により精度向上を図る取組に対して、地方交付税措置により支援しているところ。</p>

### 3. 地方行財政改革等

持続可能な地方行財政基盤を構築するため、将来の人口構造の変化に対応した行財政制度の在り方の検討や地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革に取り組むとともに、見える化、先進・優良事例の横展開、公営企業・第三セクター等の経営抜本改革を推進する。

- ・ 安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保した上で、臨時財政対策債の発行額（減少の方向）、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率・資金不足比率（改善の方向）

⇒臨時財政対策債の発行額：5.5兆円（3.1兆円、4.0兆円）（2021（2020、2018）年度地方財政計画）  
 ⇒実質赤字比率：赤字団体数1（0、3） 連結実質赤字比率：赤字団体数1（0、1）  
 将来負担比率：早期健全化基準団体数0（1、1） 資金不足比率：経営健全化基準以上の会計数9（5、11）  
 （2020（2019、2017）年度）

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）			
		21	22	23	
<p>○歳出効率化の成果                      ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理時間等）を把握し、公表                      ⇒団体毎に取組状況等を把握し、公表済</p>	<p>○窓口業務のアウトソーシングの実施件数【2023年度までに485団体】                      ⇒463（425、335）                      （2020（2019年、2017）年度）</p> <p>○標準委託仕様書等を参考にする自治体数【2021年度に160団体】                      ⇒151（144、69）                      （2021（2020、2018）年度）</p> <p>○総合窓口を導入した自治体数【2023年度までに370団体以上】                      ⇒246（236、214）                      （2020（2019、2017）年度）</p> <p>○基準財政需要額の算定への反映を開始した対象業務数                      ⇒18業務（18業務、18業務）                      （2021（2020、2018）年度）</p> <p>○基準財政需要額の算定への反映を開始した対象業務における算定項目別の経費水準の見直し額【見直し予定額の100%】                      ⇒100%                      （2021年度）</p>	<p>1. 先進的な業務改革の取組等の拡大、業務改革の取組の成果の地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎への適切な反映</p> <p>a. 「業務改革モデルプロジェクト」による歳出効率化（業務コストの抑制、処理時間短縮等）の優良事例の横展開や標準委託仕様書等の情報提供及びフォローアップにより、地方自治体における取組状況を踏まえ、窓口業務の委託等の業務改革の取組を進める。《総務省》</p> <p>b. 総務省・各自治体において、窓口業務等の民間委託の業務別団体規模別の取組状況（実施率、業務分析手法活用の有無や具体的な委託事務の範囲等）、住民一人当たりコスト、歳出効率化効果や今後の対応方針について、「見える化」・比較可能な形での公表。《総務省》</p> <p>c. 歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなもののうち、基準財政需要額の算定への反映を行うこととしている業務について、段階的な導入を完了。《総務省》</p> <p>d. 窓口業務の委託に係る基準財政需要額の算定への反映について、地方自治体における取組状況を踏まえ、今後の方針を検討する。《総務省》</p>			

# 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p><b>1 先進的な業務改革の取組等の拡大、業務改革の取組の成果の地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎への適切な反映</b></p> <p>a. 「業務改革モデルプロジェクト」による歳出効率化（業務コストの抑制、処理手続時間の短縮等）の優良事例の横展開や標準委託仕様書等の情報提供及びフォローアップにより、地方自治体における取組状況を踏まえ、窓口業務の委託等の業務改革の取組を進める。《総務省》</p> <p>b. 総務省・各自治体において、窓口業務等の民間委託の業務別団体規模別の取組状況（実施率、業務分析手法活用の有無や具体的な委託事務の範囲等）、住民一人当たりコスト、歳出効率化効果や今後の対応方針について、「見える化」・比較可能な形で公表。《総務省》</p> <p>c. 歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなもののうち、基準財政需要額の算定への反映を行うこととしている業務について、段階的な導入を完了。《総務省》</p> <p>d. 窓口業務の委託に係る基準財政需要額の算定への反映について、地方自治体における取組状況等を踏まえ、今後の方針を検討する。《総務省》</p>	<p>a. 業務改革モデルプロジェクトによる窓口業務改革等の成果を他の自治体へ波及するため、同プロジェクトの実施団体担当者を他の自治体が開催する行革勉強会等に講師として派遣し横展開を図るとともに、行革の取組状況に関する調査において、全国の優良事例をとりまとめ、行革の取組状況と併せて公表した。また、窓口業務の実態等に係る個別調査の際、標準委託仕様書等を交付するなどしてさらなる周知を図った。</p> <p>b. 全国の自治体における行革の取組状況について調査を行い、BPRの実施状況やその効果等を、団体の人口規模と併せて見える化・比較可能な形で公表した。</p> <p>c. 2021年度において、2017年度に導入した1業務（公立大学運営）について、段階的な反映における5年目の見直しを実施した。これにより、基準財政需要額の算定への反映を開始した全ての対象業務（18業務）について、経費水準の見直しの段階的な導入（見直し予定額の100%）が完了した。</p> <p>d. 窓口業務の委託については、優良事例の横展開や標準委託仕様書等の情報提供及びフォローアップによる窓口業務の委託等の業務改革の取組の状況や、地方自治体における取組状況等を踏まえて基準財政需要額への反映を検討することとしており、2021年度においては導入しないこととした。</p>

# 地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第 2 階層	K P I 第 1 階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）			
			21	22	23
自治体デジタルトランスフォーメーション（DX）計画に基づきKPI設定		<p><b>2. 自治体デジタルトランスフォーメーション（DX）計画の推進</b></p> <p>a. 2020年12月に策定するDX計画に基づき自治体DXを推進するとともに必要に応じ計画の改善を図る。DX計画をはじめとする地方のデジタル化について経済・財政一体改革推進委員会のWGでフォローアップをする。《総務省》</p> <p>b. 地域情報化アドバイザー、地方創生人材支援制度に基づくデジタル専門人材の派遣に加え、デジタル人材確保を支援するための仕組みを2020年内に具体化し、自治体DXを支えるデジタル人材の確保に取り組む。《総務省》</p>	→	→	

# 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

実施年度		
2021年度		
	具体的取組	進捗状況
2	<p><b>自治体デジタルトランスフォーメーション（DX）計画の推進</b></p> <p>a.2020年12月に策定するDX計画に基づき自治体DXを推進するとともに必要に応じ計画の改善を図る。DX計画をはじめとする地方のデジタル化について経済・財政一体改革推進委員会のWGでフォローアップをする。《総務省》</p> <p>b.地域情報化アドバイザー、地方創生人材支援制度に基づくデジタル専門人材の派遣に加え、デジタル人材確保を支援するための仕組みを2020年内に具体化し、自治体DXを支えるデジタル人材の確保に取り組む。《総務省》</p>	<p>a.2020年12月に「自治体DX推進計画」を策定以降、各自治体の本計画を踏まえて、着実にDXに取り組めるよう、2021年7月に「自治体DX推進手順書」を作成し、自治体の取組を後押しするとともに、国の取組みの進捗等を踏まえて適宜見直す。</p> <p>b.市町村がCIO補佐官等として外部人材の任用等を行うにあたっての財政措置を創設（R2.12月に公表）。また、市区町村の外部人材の募集情報を収集し、総務省HPで公表するとともに、募集情報について、情報提供を希望するデジタル人材・企業に対して随時情報発信する仕組みを構築（R3.9月）している。</p>

# 地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標【収支（改善）、繰出金（抑制）】 ⇒収支：6,539億円（7,522億円、9,028億円） 繰出金：2.8兆円（2.8兆円、2.9兆円） （2020（2019、2017）年度）</p>	<p>○経営戦略の見直し率 【2025年度までの見直し率100%】 ⇒8.9%（2020年度）</p> <p>○収支赤字事業数【2017年度決算（938事業）より減少】 ⇒1080（1038、938） （2020（2019、2017）年度）</p> <p>○重点事業における公営企業会計の適用自治体数（人口3万人未満）【2024年度予算から対象団体の100%】 ⇒下水道：89.7%（66.7%、34.5%） （2021（2020、2019）年度） 簡易水道：88.1%（69.1%、46.3%） （2021（2020、2019）年度）（注）</p> <p>○その他の事業における公営企業会計の適用事業数【増加】 ⇒225事業（217事業） （2020（2019）年度）</p>	<p><b>3. 公営企業の業務効率化とデジタル化の徹底、抜本的な改革等の推進</b></p> <p>a.経営戦略に沿って収入、支出、管理者の情報の「見える化」を推進するとともに、繰出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用など抜本的な改革等を推進。《総務省》</p> <p>b.経営戦略が未策定の事業についてフォローアップを実施し、早期策定を促すため、地方団体に対するアドバイザー派遣による支援制度を創設するとともに、策定済の事業について一定期間ごとの見直しを推進。《総務省》</p> <p>c.経営比較分析表について、これまで順次公表してきた9分野における抜本的な改革の検討にも資するよう、必要に応じ指標の検証を行うこと等により、その充実を図るとともに、一覧して容易に比較できる形での公表を検討するなど、公営企業の全面的な「見える化」を強力に推進。《総務省》</p> <p>d.水道、下水道などの公営企業についてICT等デジタル技術を活用した管理を推進。《総務省、関係府省庁》</p> <p>e.経営戦略に沿った取組等の進捗状況を踏まえつつ、今後の公営企業制度の在り方の見直しを含め、公営企業の経営改革を更に推進する方策について検討。《総務省》</p> <p><b>4. 公営企業会計の適用促進</b></p> <p>a.重点事業（下水道、簡易水道事業）について、ロードマップに基づき、人口3万人未満の団体においても、特に小規模な団体の取組が円滑に進むよう支援するなど公営企業会計の適用を一層促進。《総務省》</p> <p>b.その他の事業（港湾整備、市場、と畜場、観光施設等）について、実情や費用対効果を踏まえつつ、公営企業会計を適用すべき対象範囲や目標等の工程を明確化し、公営企業会計の適用に向けた取組を促進。《総務省》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		

（注）「適用済」及び「適用に取組中」の合計

# 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p><b>3 公営企業の業務効率化とデジタル化の徹底、抜本的な改革等の推進</b></p> <p>a.経営戦略に沿って収入、支出、管理者の情報の「見える化」を推進するとともに、繰出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用など抜本的な改革等を推進。《総務省》</p> <p>b.経営戦略が未策定の事業についてフォローアップを実施し、早期策定を促すため、地方団体に対するアドバイザー派遣による支援制度を創設するとともに、策定済の事業について一定期間ごとの見直しを推進。《総務省》</p> <p>c.経営比較分析表について、これまで順次公表してきた9分野における抜本的な改革の検討にも資するよう、必要に応じ指標の検証を行うこと等により、その充実を図るとともに、一覧して容易に比較できる形での公表を検討するなど、公営企業の全面的な「見える化」を強力に推進。《総務省》</p> <p>d.水道、下水道などの公営企業についてICT等デジタル技術を活用した管理を推進。《総務省、関係府省庁》</p> <p>e.経営戦略に沿った取組等の進捗状況を踏まえつつ、今後の公営企業制度の在り方の見直しを含め、公営企業の経営改革を更に推進する方策について検討。《総務省》</p>	<p>a.e.経営戦略の策定・改定及び事業ごとの特性に応じた抜本的な改革の検討を行うよう助言。2021年10月に2020年度の経営戦略の策定・改定状況及び抜本的な改革に係る具体的な取組状況を公表。アドバイザー派遣による支援制度を創設するとともに、経営改革の先進・優良事例集に新たな事例を追加し、2021年度末までに公表予定。</p> <p>b.2021年度より地方公共団体に対するアドバイザー派遣による支援制度を創設し、経営戦略が未策定の事業に対して早期策定を支援。策定済の事業については、一定期間ごとの見直しを行うよう助言。</p> <p>c.2019年度決算に基づく9分野の経営比較分析表を公表した。</p> <p>d.総務省HPに掲載している経営改革の先進・優良事例集（検討のきっかけや取組のプロセス、改革の効果額等を具体的に記載）に、デジタル技術の活用等の事例を掲載し、2021年度末までに公表予定。 水道事業については、厚生労働省において、IoTなどの先端技術を活用する事業について、生活基盤施設耐震化等交付金により財政支援を行った。 下水道事業については、国土交通省主催の「広域化・共同化計画」の策定にかかる意見交換会において、ICTを活用した維持管理システム等の事例を紹介し、広域化・共同化計画に盛り込むよう周知した。</p>
<p><b>4 公営企業会計の適用促進</b></p> <p>a.重点事業（下水道、簡易水道事業）について、ロードマップに基づき、人口3万人未満の団体においても、特に小規模な団体の取組が円滑に進むよう支援するなど公営企業会計の適用を一層促進。《総務省》</p> <p>b.その他の事業（港湾整備、市場、と畜場、観光施設等）について、実情や費用対効果を踏まえつつ、公営企業会計を適用すべき対象範囲や目標等の工程を明確化し、公営企業会計の適用に向けた取組を促進。《総務省》</p>	<p>a.重点事業について、人口3万人未満の地方公共団体のうち、公営企業会計を適用済み又は適用に取り組んでいる団体の割合は、2021年4月1日時点で簡易水道事業が88.1%、下水道事業が89.7%となっている。2021年度から、団体規模を問わず全ての地方公共団体において活用可能なアドバイザー派遣による支援制度を創設。</p> <p>b.その他の事業について、2023年度までに公営企業会計をできる限り適用できるよう要請しており、地方公共団体の取組が進むよう、専門的なアドバイザーの派遣や適用経費に対する地方財政措置などを引き続き講じている。</p>

# 地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）			
		21	22	23	
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標【収支（改善）、繰出金（抑制）】 ⇒収支：6,539億円（7,522億円、9,028億円） 繰出金：2.8兆円（2.8兆円、2.9兆円） （2020（2019、2017）年度）</p>	<p>○広域連携に取り組むこととした市町村数【2022年度までに650団体】 ⇒647（571、324） （2020（2019、2017）年度）</p> <p>○システム共同化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ水道広域化推進プランを策定した都道府県数【2022年度末までに47都道府県】 ⇒5（2020年度末）</p> <p>○水道情報活用システム等を活用し、台帳データの整備を実施する水道事業者等が全体に占める割合【2025年度までに100%】 ⇒マッピングシステムの整備率：89.5% （2020年度）</p>	<p>5. 水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進</p> <p>a. 持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進。</p> <p>b. 各都道府県における2022年度までの水道広域化推進プランの策定に向けた取組状況を把握・公表し、システム共同化等のデジタル化を含めたシミュレーション及び今後の広域化に係る推進方針等を定め、必要に応じてPPP/PFIをはじめとした官民連携手法の活用を盛り込んだプラン策定を促すとともに、本プランに基づく取組に対して支援措置を講ずることにより広域化の取組を推進。</p> <p>c. 官民連携活用の好事例、先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、料金の適正化、ICT等デジタル技術を活用した管理（水道事業者等における水道施設台帳の電子化や、水道情報活用システム・スマートメーター等のCPS/IoTの活用）、多様なPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進。</p> <p>d. 水道情報活用システムの全国への水平展開を進めるため、ベンダー各社の連携や水道標準プラットフォームの周知の促進、関連機器の標準化、技術開発の進展や情報利活用の高度化等への対応のためのシステム標準仕様の改定等への支援。</p> <p>《総務省、厚生労働省、経済産業省》</p>			

# 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
5	<p><b>水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進</b></p> <p>a. 持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進。</p> <p>b. 各都道府県における2022年度までの水道広域化推進プランの策定に向けた取組状況を把握・公表し、システム共同化等のデジタル化を含めたシミュレーション及び今後の広域化に係る推進方針等を定め、必要に応じてPPP/PFIをはじめとした官民連携手法の活用を盛り込んだプラン策定を促すとともに、本プランに基づく取組に対して支援措置を講ずることにより広域化の取組を推進。</p> <p>c. 官民連携活用の好事例、先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか料金の適正化、ICT等デジタル技術を活用した管理（水道事業者等における水道施設台帳の電子化や、水道情報活用システム・スマートメーター等のCPS/IoTの活用）、多様なPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進。</p> <p>d. 水道情報活用システムの全国への水平展開を進めるため、ベンダー各社の連携や水道標準プラットフォームの周知の促進、関連機器の標準化、技術開発の進展や情報利活用の高度化等への対応のためのシステム標準仕様の改定等への支援。</p> <p>《総務省、厚生労働省、経済産業省》</p>
	<p>a. 2019年度より広域化を行う場合の地方財政措置を拡充したところであり、措置の活用について周知している。</p> <p>b. 総務省及び厚生労働省において、各都道府県の取組状況を把握するとともにシステム共同化等のデジタル化の推進に関する事項等を盛り込むよう助言した。今後、把握した水道広域化推進プランの策定状況を公表予定。また、プラン策定を支援するため、プラン策定経費及びプランに基づく取組に対する財政措置を引き続き講じている。</p> <p>c. 総務省HPに掲載している経営改革の先進・優良事例集（検討のきっかけや取組のプロセス、改革の効果額等を具体的に記載）に、広域化やPPP/PFI、デジタル技術の活用等の事例を掲載し、2021年度末までに公表予定。また、厚生労働省HPにて広域・官民連携の好事例を周知した(2021年3月)。さらに、IoTなどの先端技術を活用する事業について、生活基盤施設耐震化等交付金により財政支援を行った。</p> <p>d. 厚生労働省及び経済産業省において、水道情報活用システム標準仕様書研究会を通じ、水道情報活用システムの標準仕様の改定等への支援を行ったほか、水道事業者等のWGや会議等を通じて周知を行い、水道情報活用システムの普及活動の支援を行った。</p>

# 地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標【収支（改善）、繰出金（抑制）】 ⇒収支：6,539億円（7,522億円、9,028億円） 繰出金：2.8兆円（2.8兆円、2.9兆円） （2020（2019、2017）年度）</p>	<p>○広域化に取り組むこととした地区数（着手または完了した地区数） 【2022年度までに450地区】 ⇒403（313、138） （2020（2019、2017）年度）</p> <p>○システム標準化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ下水道広域化・共同化計画を策定した都道府県数【2022年度末までに47都道府県】 ⇒3県 （2020年度末時点）</p>	<p>6. 下水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進</p> <p>a. 持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進。</p> <p>b. 改正下水道法等に基づく協議会の活用による広域連携に向けた検討・協議を推進。</p> <p>c. 都道府県に対し、下水道事業のシステム標準化を含むデジタル化の推進に加え、必要に応じて多様なPPP/PFIの活用を盛り込んだ広域化・共同化計画を2022年度までに策定するよう要請。</p> <p>d. 各都道府県における広域化・共同化計画の策定状況を把握・公表し、2022年度までの策定にあたっての課題を整理するとともに、本計画に基づく取組に対して支援措置を講ずることにより広域化の取組を推進。</p> <p>e. 先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、使用料の適正化、ICT等デジタル技術を活用した管理、多様なPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進。</p> <p>f. 具体的な検討を進めている地方公共団体に対する個別支援を継続する。また、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開するとともに、PPP/PFI導入の成果について周知する。</p> <p>《総務省、農林水産省、国土交通省、環境省》</p>			
	<p>○再編・ネットワーク化や地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入等に係る新公立病院改革プランを策定した病院数及びそれらの取組を実施した病院数【地域医療構想に関する進め方の整理を踏まえ目標の在り方を検討の上、設定】 ⇒再編・ネットワーク化 策定：121（116、91）、実施：67（62、41） 地方独立行政法人 策定：22（21、15）、実施：18（17、9） 指定管理 策定：16（15、9）、実施：15（14、7） （2020（2019、2017）年度）</p>	<p>7. 公立病院の再編・ネットワーク化等を推進</p> <p>a. 地域医療構想に関する取組の進め方の整理を踏まえ、新公立病院改革ガイドラインの取扱いについてその方向性を示す。 《総務省》</p> <p>b. 新公立病院改革プランの着実な実施等を通じ、再編・ネットワーク化や地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入等を推進。 《総務省》</p> <p>c. 経営改革の進捗状況を定量的に把握するとともに各取組の成果を検証し、必要な取組を検討。《総務省》</p>			

# 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p><b>6</b> 下水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進</p> <p>a. 持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進。</p> <p>b. 改正下水道法等に基づく協議会の活用による広域連携に向けた検討・協議を推進。</p> <p>c. 都道府県に対し、下水道事業のシステム標準化を含むデジタル化の推進に加え、必要に応じて多様なPPP/PFIの活用を盛り込んだ広域化・共同化計画を2022年度までに策定するよう要請。</p> <p>d. 各都道府県における広域化・共同化計画の策定状況を把握・公表し、2022年度までの策定にあたっての課題を整理するとともに、本計画に基づく取組に対して支援措置を講ずることにより広域化の取組を推進。</p> <p>e. 先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、使用料の適正化、ICT等デジタル技術を活用した管理、多様なPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進。</p> <p>f. 具体的な検討を進めている地方公共団体に対する個別支援を継続する。また、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開するとともに、PPP/PFI導入の成果について周知する。</p> <p>《総務省、農林水産省、国土交通省、環境省》</p>	<p>a. 令和2年度に社会資本整備総合交付金の交付要件として使用料改定の必要性の検討等を追加するとともに、下水道事業経営セミナーを開催し、経営健全化に取り組む地方公共団体の優良事例等を横展開するなど、引き続き、下水道事業の収支構造の適正化を推進しているところ。</p> <p>b. 6つの協議会において、広域連携に向けた検討・協議を実施しており、1つの協議会では、協議会で決定された取組内容を実施している。</p> <p>c. 都道府県に対し、「広域化・共同化計画」の策定にかかる意見交換会（国土交通省主催）において、ICTを活用した維持管理システムやPPP/PFIを活用した汚泥処理施設の事例を紹介し、広域化・共同化計画に盛り込むよう周知。</p> <p>d. 総務省及び国土交通省において、都道府県に対し、経費削減効果の大きい内容を盛り込んだ「広域化・共同化計画」の策定を助言するとともに、下水道広域化推進総合事業及び2019年度から拡充している広域化・共同化を行う場合の地方財政措置により、地方公共団体における広域化を支援。</p> <p>e. 下水道事業経営セミナーでの優良団体の事例発表等に加え、国土交通省HPにおいて、経営状況の「見える化」指標や「下水道事業における広域化・共同化の事例集」に追加したICTによる維持管理共同化事例を公表することにより、下水道経営健全化の取組を推進。あわせて、広域化やPPP/PFI等の経営改革の先進・優良事例について、総務省HPに掲載している事例集（検討のきっかけや取組のプロセス、改革の効果額等を具体的に記載）に、デジタル技術の活用等の事例を掲載し、2021年度末までに公表予定。</p> <p>f. コンセプション導入に向けて取り組みを進めている地方公共団体に対する支援を行うとともに、PPP/PFI検討会を開催し、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開している。併せて、PPP/PFI導入の成果について周知しているところ。</p>
<p><b>7</b> 公立病院の再編・ネットワーク化等を推進</p> <p>a. 地域医療構想に関する取組の進め方の整理を踏まえ、新公立病院改革ガイドラインの取扱いについてその方向性を示す。《総務省》</p> <p>b. 新公立病院改革プランの着実な実施等を通じ、再編・ネットワーク化や地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入等を推進。《総務省》</p> <p>c. 経営改革の進捗状況を定量的に把握するとともに各取組の成果を検証し、必要な取組を検討。《総務省》</p>	<p>a. 持続可能な地域医療提供体制を確保するため、地域医療構想と整合性を図りつつ、公立病院の経営強化の方策を検討し、新たなガイドラインを策定する。</p> <p>b. 再編・ネットワーク化や地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入等を実施した病院数は着実に増加。</p> <p>c. 経営改革の進捗状況を定量的に把握するとともに、現在開催中の「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化に関する検討会」において、各取組の成果を検証し、その結果を新たなガイドラインへ反映する予定。</p>

# 地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）			
		21	22	23	
<p>○経営健全化のための方針の策定要件①～③のいずれかに該当する第三セクター等のうち、該当する要件に係る数値（債務超過額など）が改善している第三セクター等の数</p> <p>①債務超過法人 ②時価で評価した場合に債務超過になる法人（土地開発公社の場合、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上である場合も含む） ③地方公共団体が第三セクター等に対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの合計額の標準財政規模に対する比率が、当該地方公共団体の実質赤字の早期健全化基準の水準に達している場合 【増加、進捗検証】</p> <p>⇒174（171） （2019（2018）年度）</p> <p>○第三セクター等に対する財政支援額（補助金、損失補償、債務保証）</p> <p>⇒補助金：3,492億円（2,891億円、2,792億円） （2018（2017、2016）年度） 損失補償・債務保証：2.6兆円（2.7兆円、3.2兆円） （2019（2018、2016）年度）</p>	<p>○経営健全化のための方針の策定率 【全対象団体で策定】 ⇒100%（2019年度）</p>	<p>8. 第三セクター等について経営健全化のための方針に基づく取組を推進</p> <p>a. 財政的リスクの高い第三セクター等と関係を有する地方自治体における経営健全化のための方針に沿った取組状況を把握・公表するとともにその取組を推進。《総務省》</p> <p>b. 経営健全化のための方針の策定状況を調査し、未策定の団体に対して策定を促すなど取組を推進。《総務省》</p>			

# 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

実施年度		
2021年度		
	具体的取組	進捗状況
8	<p><b>第三セクター等について経営健全化のための方針に基づく取組を推進</b></p> <p>a.財政的リスクの高い第三セクター等と関係を有する地方自治体における経営健全化のための方針に沿った取組状況を把握・公表するとともにその取組を推進。《総務省》</p> <p>b.経営健全化のための方針の策定状況を調査し、未策定の団体に対して策定を促すなど取組を推進。《総務省》</p>	<p>a.2020年12月に経営健全化のための方針に沿った取組状況を公表。その後、策定済の地方公共団体に対し、一層の経営健全化に取り組むとともに、その取組状況を公表するよう要請。</p> <p>b.2020年12月に経営健全化のための方針の策定状況を公表。その後、未策定の地方公共団体に対し速やかな策定を要請。</p>

# 地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○「見える化」・一覧化された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数【全団体】 ⇒931団体（2019年度）</p> <p>○統一的な基準による地方公会計を資産管理向上に活用した地方公共団体数【全団体】 ⇒1,121団体（1,068団体、645団体） （2020（2019、2017）年度）</p> <p>○各団体のBPRによる業務改革の効果把握を図るための指標 ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を把握し、公表 ⇒団体毎に取組状況等を把握し、公表済</p>	<p>○地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係について「見える化」 ⇒地方公共団体の決算を地方財政計画上の各歳入・歳出項目に振り分けた上で、両者の比較を実施し、見える化を推進（2019年度決算分）</p> <p>○地方単独事業（ソフト）の決算情報の全国状況を「見える化」 ⇒試行調査を実施・結果を公表（試行調査を実施・結果を公表）（2019（2018、2017）年度決算分）</p> <p>○基金の考え方・増減の理由・今後の方針について、統一的な様式で公表した地方公共団体数【2021年度に全団体】 ⇒全団体（全団体）（2019（2018、2017）年度決算分）</p> <p>○統一的な基準による地方公会計の情報について、比較可能な形で分析・公表した地方公共団体数【2025年度までに全団体】 ⇒【財務書類の「見える化」】 1,646団体（1,637、1,588）（2018（2017、2016）年度決算分）</p> <p>○住民一人当たり行政コスト等を「見える化」した地方公共団体数 【2021年度に全団体】 ⇒【住民一人当たり行政コスト】 全団体（全団体）（2019（2018、2017）年度決算分） 【ストック情報の「見える化」】 43都道府県20指定都市1526市区町村（42都道府県19指定都市1408市区町村、8都道府県11指定都市342市区町村）（2019（2018、2016）年度決算分） 【予算・決算の対比】 全団体（全団体） （2020（2019、2018）年度決算分） 【基準財政需要額等の内訳等の公開】 総務省において公表済（総務省において公表済） （2021（2020、2019）年度）</p> <p>○決算年度の翌年度までに財務書類の作成・更新を完了している地方公共団体数【2025年度までに全団体】 ⇒1,539団体（2019年度決算分）</p>	<p>9. 地方行財政の「見える化」、先進・優良事例の横展開</p> <p>a. 地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算との差額及び対応関係について、より分かりやすくなるよう工夫した上で見える化に取り組む。《総務省》</p> <p>b. 地方単独事業（ソフト）について、試行調査を行い明らかになった課題（歳出区分の設定の在り方、歳出区分への計上精度の向上、システム改修による対応の必要性など）の解消に向けて取り組み、法令との関係を含めて「見える化」を推進。《総務省》</p> <p>c. 各年度の決算について、地方公共団体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針に関し、統一的な様式での公表・一覧化により「見える化」を推進。《総務省》</p> <p>d. 統一的な基準による地方公会計について、経年・団体間比較が可能な形で「見える化」を推進するとともに、標準化された基本項目を記載した固定資産台帳のデジタル化や、固定資産台帳のデータと個別の施設とをコードの設定により紐付けて公共施設等の適正管理に活かす取組などの促進を図り、資産管理向上や予算編成に活用している取組事例の共有に取り組む。《総務省》</p> <p>e. 住民一人当たり行政コストやストック情報等について、直近の決算統計データ等を用いて更新・公表を行い、「見える化」を推進。《総務省》</p> <p>f. 地方自治体における財務書類等の作成・更新について、仕訳作業の早期化・分散化、予算科目と公会計の勘定科目の統一化等の取組事例の収集・公表、職員研修等の実施、知見・ノウハウを有する専門人材の活用促進、デジタル化等により早期化を図る。《総務省》</p> <p>g. 地方単独事業を含め、医療・介護、教育や子ども・子育てに係る経費や制度的な課題について、関係府省が連携し、今後の動向を検証し、必要な対応策を検討。《関係府省庁》</p>			

# 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p><b>9 地方行財政の「見える化」、先進・優良事例の横展開</b></p> <p>a. 地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算との差額及び対応関係について、より分かりやすくなるよう工夫した上で見える化に取り組む。《総務省》</p> <p>b. 地方単独事業（ソフト）について、試行調査を行い明らかになった課題（歳出区分の設定の在り方、歳出区分への計上精度の向上、システム改修による対応の必要性など）の解消に向けて取り組み、法令との関係を含めて「見える化」を推進。《総務省》</p> <p>c. 各年度の決算について、地方公共団体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針に関し、統一的な様式での公表・一覧化により「見える化」を推進。《総務省》</p> <p>d. 統一的な基準による地方公会計について、経年・団体間比較が可能な形で「見える化」を推進するとともに、標準化された基本項目を記載した固定資産台帳のデジタル化や、固定資産台帳のデータと個別の施設とをコードの設定により紐付けて公共施設等の適正管理に活かす取組などの促進を図り、資産管理向上や予算編成に活用している取組事例の共有に取り組む。《総務省》</p> <p>e. 住民一人当たり行政コストやストック情報等について、直近の決算統計データ等を用いて更新・公表を行い、「見える化」を推進。《総務省》</p> <p>f. 地方自治体における財務書類等の作成・更新について、仕訳作業の早期化・分散化、予算科目と公会計の勘定科目の統一化等の取組事例の収集・公表、職員研修等の実施、知見・ノウハウを有する専門人材の活用促進、デジタル化等により早期化を図る。《総務省》</p> <p>g. 地方単独事業を含め、医療・介護、教育や子ども・子育てに係る経費や制度的な課題について、関係府省が連携し、今後の動向を検証し、必要な対応策を検討。《関係府省庁》</p>	<p>a. 地方公共団体の決算を地方財政計画上の各歳入・歳出項目に振り分けた上で、両者の比較を実施することを検討。</p> <p>b. 2019年度決算に関して、地方財政計画の一般行政経費（単独）と対応関係にある地方単独事業（ソフト）について、実態を定量的なデータで把握するとともに、法令との関係を含めて見える化するため、試行調査を実施・公表。これまでの試行調査の結果や検討会における議論の結果を踏まえ、2020年度決算に係る試行調査やシステム改修を実施予定。</p> <p>c. 2019年度決算に関して、地方公共団体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針について、統一的な様式での公表・一覧化。2020年度決算分の見える化を年度末までに実施予定。</p> <p>d. ①2019年度決算に関して、統一的な基準による地方公会計について、各地方公共団体が作成した財務書類の情報を取りまとめ、経年・団体間比較が可能な形で分析・公表予定（2021年度末）。②固定資産台帳のデータと個別の施設とをコードの設定により紐付けて管理を行っている取組をはじめ、資産管理向上や予算編成に活用している取組事例について、総務省HPに集約・公表するとともに、研修等の機会を通じて、各地方公共団体に説明を行っている。</p> <p>e. ①住民一人当たり行政コストについて、2019年度決算分に引き続き、2020年度決算分の見える化を年度末までに実施予定。②ストック情報の「見える化」について、2018年度決算分に引き続き、2019年度決算分の「見える化」を実施予定。③予算・決算の対比について、2019年度決算分に引き続き、2020年度決算分の「見える化」を年度末までに実施予定。④基準財政需要額の内訳等について2021年度算定を踏まえた内容に更新して公表済み。</p> <p>f. 2021年度より、職員の意識向上や知識・ノウハウの展開のため、先進団体職員や公認会計士等の専門家を、課題を抱える市区町村に直接かつ継続的に派遣する制度を創設し、各団体の取組を支援している。</p> <p>g. 「1－3 医療・福祉サービス改革」及び「4－1 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上」に基づき、各分野における取組を推進。</p>

# 地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）			
		21	22	23	
<p>○パフォーマンス指標を活用し、事業の点検・改善を行った国庫支出金の割合【100%】 ⇒81%（79%、76%）（2020年（2019年、2018年））</p>	<p>○国庫支出金の設定済パフォーマンス指標の「見える化」実施割合【100%】 ⇒91%（91%、85%）（2020年（2019年、2017年））</p>	<p><b>10. 国庫支出金のパフォーマンス指標の設定、「見える化」、配分のメリハリ付けの促進</b></p> <p>a. 所管府省における国庫支出金のパフォーマンス指標の設定、「見える化」、事業の点検・改善を促す。また、「見える化」の促進のため、「見える化」の事例を収集し、「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」の充実を図る。《内閣府、制度所管府省庁》</p>	→		
<p>○「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」を活用した、類似団体間の比較等の分析事例の件数【増加】 ⇒80件（2020年）</p>	<p>○「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」における、 ・月平均アクセス回数【増加】 ⇒373回、（280回、341回）（2020（2019、2018）年度） ・月平均データダウンロード回数【増加】 ⇒1,141回（381回、612回）（2020（2019、2018）年度）</p>	<p><b>11. 経済・財政と暮らしの指標・見える化データベース</b></p> <p>a. 2020年度の「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」の地方自治体への利活用状況アンケートの結果を踏まえつつ、更なる利活用促進のための機能強化を実施するとともに、更なる利便性向上に向けた改善を検討する。《内閣府》</p> <p>b. 2021年度における検討を踏まえ、利便性向上に向けて必要な措置を講じ、その内容について自治体への広報を進めるとともに、引き続き残された課題の検討・改善を進める。《内閣府》</p>	→		→

# 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

実施年度		
2021年度		
	具体的取組	進捗状況
10	<p>国庫支出金のパフォーマンス指標の設定、「見える化」、配分のメリハリ付けの促進</p> <p>a. 所管府省における国庫支出金のパフォーマンス指標の設定、「見える化」、事業の点検・改善を促す。また、「見える化」の促進のため、「見える化」の事例を収集し、「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」の充実を図る。《内閣府、制度所管府省庁》</p>	<p>a. 所管府省庁における国庫支出金のパフォーマンス指標の設定・「見える化」を促し、その取組状況について、内閣府HP内の「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」において年度内に公表。各府省庁に対し、好事例を示し、横展開を慫慂。その際、他の取組との比較可能性に配慮したHPの改良を検討。</p>
11	<p>経済・財政と暮らしの指標・見える化データベース</p> <p>a. 2020年度の「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」の地方自治体への利活用状況アンケートの結果を踏まえつつ、更なる利活用促進のための機能強化を実施するとともに、更なる利便性向上に向けた改善を検討する。《内閣府》</p>	<p>a. 2020年度に実施した地方自治体へのアンケートの結果を踏まえ、データ更新頻度等の向上に向けて、RPAの活用等を進めるとともに、利便性向上のため、2021年3月にデータダウンロードページのリニューアルを実施した。</p>

# 地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
○人口の社会減の緩和・社会増など（事後的に検証）	<p>○連携中枢都市圏等の形成数 【連携中枢都市圏は2022年度までに35圏域。定住自立圏は2024年度までに140圏域】 ⇒【連携中枢都市圏】 34圏域（34圏域、13圏域） （2020（2019、2015）年度） 【定住自立圏】 129圏域（127圏域、79圏域） （2020（2019、2014）年度） ○各圏域において取り組む施策や事業に応じて設定した成果指標（K P I）の達成率【進捗検証】 ⇒【連携中枢都市圏】各圏域において設定したK P Iのうち、2021年3月末時点で約50%が達成済又は達成見込み。 （各圏域において設定したK P Iのうち、2020年3月末時点で約55%が達成済又は達成見込み。） （2021（2020）年度） 【定住自立圏】各圏域において設定したK P Iのうち、2021年2月末時点で約55%が達成済又は達成見込み。 （各圏域において設定したK P Iのうち、2020年2月末時点で約56%が達成済又は達成見込み。） （2021（2020）年度）</p>	<p>1 2. 地方自治体の多様な広域連携の推進等</p> <p>a.連携中枢都市圏等の広域連携に取り組む団体に対し、地方財政措置等を通じ支援を実施。《総務省、関係府省庁》</p> <p>b.今後の人口減少・少子高齢社会を見据えた先進的な事例に係る知見の収集を強化するとともに、これまでの取組の分析・検証、取組事例に関する情報提供等により、取組の横展開を促進。《総務省、関係府省庁》</p> <p>c.第32次地方制度調査会答申を踏まえ、それぞれの地域における行政需要や経営資源に関する長期的・客観的な変化・課題の見通し（「地域の未来予測」）の作成について、国として具体的な分野・指標等を提示するなど、連携中枢都市圏や定住自立圏のほか多様な広域連携に取り組む地方自治体間の合意形成を支援。《総務省》</p> <p>d.新型コロナウイルス拡大を契機としたデジタル化の要請等を踏まえ、隣接していない自治体間の連携の在り方について検討する。《総務省、関係府省庁》</p> <p>e. 2020年度に実施した国が法令に基づき地方自治体に作成を求める計画に関する調査を踏まえ、極力複数地方自治体での共同作成が可能となるよう、関係府省庁において必要な措置を講ずる。《内閣府、総務省、関係府省庁》</p> <p>f.複数の地方自治体が連携して実施する公共施設等の集約化・複合化の取組について地方財政措置を講じる。《総務省》</p>			

# 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p><b>1 2 地方自治体の多様な広域連携の推進等</b></p> <p>a. 連携中枢都市圏等の広域連携に取り組む団体に対し、地方財政措置等を通じ支援を実施。《総務省、関係府省庁》</p> <p>b. 今後の人口減少・少子高齢社会を見据えた先進的な事例に係る知見の収集を強化するとともに、これまでの取組の分析・検証、取組事例に関する情報提供等により、取組の横展開を促進。《総務省、関係府省庁》</p> <p>c. 第32次地方制度調査会答申を踏まえ、それぞれの地域における行政需要や経営資源に関する長期的・客観的な変化・課題の見通し（「地域の未来予測」）の作成について、国として具体的な分野・指標等を提示するなど、連携中枢都市圏や定住自立圏のほか多様な広域連携に取り組む地方自治体間の合意形成を支援。《総務省》</p> <p>d. 新型コロナウイルス拡大を契機としたデジタル化の要請等を踏まえ、隣接していない自治体間の連携の在り方について検討する。《総務省、関係府省庁》</p> <p>e. 2020年度に実施した国が法令に基づき地方自治体に作成を求める計画に関する調査を踏まえ、極力複数地方自治体での共同作成が可能となるよう、関係府省庁において必要な措置を講ずる。《内閣府、総務省、関係府省庁》</p> <p>f. 複数の地方自治体が連携して実施する公共施設等の集約化・複合化の取組について地方財政措置を講じる。《総務省》</p>	<p>a. 連携中枢都市及び連携市町村の取組に対して、普通交付税及び特別交付税による包括的財政措置を講じるなど、広域連携に取り組む団体に対し、地方財政措置等の支援を実施している。</p> <p>b. 2021年度においても、「多様な広域連携促進事業」を実施し、今後の人口減少・少子高齢社会を見据えた広域連携に係る先進事例の知見を収集するとともに、これまでの取組の分析・検証について実施している。</p> <p>c. 「地域の未来予測」として行政需要や経営資源に係る長期的見通しを作成することが考えられる分野・指標の例について、「地域の未来予測に関する検討WG」を開催し、2021年3月に報告書を取りまとめ、市町村に周知した。</p> <p>d. 「多様な広域連携促進事業」により、隣接していない自治体間の教育・観光等の分野におけるデジタル技術を活用した連携等を支援し、隣接していない自治体間の連携に係る課題等を把握している。</p> <p>e. 2021年7月に、内閣府及び総務省から各府省に対し、市町村が策定する法定計画については、特段の支障がない限り原則として共同策定を可能とし、その旨を法令や通知等において明らかにしていただきたい旨依頼を行った。</p> <p>f. 2020年度から、複数の地方自治体が連携して実施する公共施設等の集約化・複合化の取組において、集約化・複合化する施設を有しない団体が当該事業による施設整備の実施主体となる場合も、公共施設等適正管理推進事業債を活用可能とした。その上で、2021年度については、あらかじめ、2021年1月に、より広域での最適配置を図る観点から、複数団体の連携による集約化・複合化の取組を積極的に推進することが重要である旨を通知するなど、年度を通じて地方公共団体に対する周知を強化するとともに、引き続き公共施設等適正管理推進事業債を活用可能とした。これにより、既に工程の内容を達成しているため、工程からは削除した上で、例年の取組として、公共施設等総合管理計画の実行の推進（社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保）の中で今後も地方財政措置を講じる。</p>

# 地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）		
		21	22	23
<p>○法定外税や超過課税による税収 ⇒法定外税による税収：670億円 （651億円、517億円） 超過課税による税収：7,050億円 （7,025億円、6,515億円） （2019（2018、2016）年度）</p>	<p>○法定外税や超過課税の導入団体及び件数 ⇒法定外税の導入状況：34都道府県・20市区町村・65件（34都道府県・20市区町村・65件、34都道府県・14市区町村・57件） （2021（2020、2017）年度） 超過課税の導入団体：127都道府県・1,613市区町村（127都道府県・1,590市区町村、127都道府県・1,588市区町村） （2020（2019、2018）年度） （注）</p>	<p><b>1 3. 地方の独自財源の確保（法定外税及び超過課税の活用の促進）</b></p> <p>a.課税自主権の一層の活用を図る観点から、情報提供など地方団体への支援。《総務省》</p>		
—	—	<p><b>1 4. 将来の人口構造の変化に対応した行財政制度の在り方の検討</b></p> <p>a.基準財政需要額の在り方を含め、将来の人口構造の変化に対応した地方団体の行財政制度の在り方について、第32次地方制度調査会答申も踏まえつつ、検討する。《総務省、関係府省庁》</p>		

（注）超過課税の導入団体数について、1団体で複数の税目について超過課税を行っている場合は延べ数を計上

# 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p><b>1 3 地方の独自財源の確保（法定外税及び超過課税の活用の促進）</b></p> <p>a. 課税自主権の一層の活用を図る観点から、情報提供など地方 団体への支援。 《総務省》</p>	<p>a. 地方団体向けの各種説明会等において、法定外税及び超過課税の導入団体や税収規模など課税自主権の活用状況を紹介するとともに、ホームページにおいても課税自主権に関するページを設け、情報提供を行っている。</p>
<p><b>1 4 将来の人口構造の変化に対応した行財政制度の在り方の検討</b></p> <p>a. 基準財政需要額の在り方を含め、将来の人口構造の変化に対応した地方団体の行財政制度の在り方について、第32次地方制度調査会答申も踏まえつつ、検討する。 《総務省、関係府省庁》</p>	<p>a. 第32次地方制度調査会答申を踏まえ、下記の取組等を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方行政のデジタル化に資するため、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年5月公布）を制定</li> <li>・ 「地域の未来予測」として行政需要や経営資源に係る長期的見通しを作成することが考えられる分野・指標の例について、「地域の未来予測に関する検討WG」を開催し、令和3年年3月に報告書を取りまとめ、市町村に周知</li> </ul>

個性と活力ある地域経済の再生に向けて、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における各種KPIの達成を目指す。また、人口急減地域においては、地域社会・経済の維持に困難が生じており、地域づくりを行う人材の確保を図る。

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○まち・ひと・しごと創生事業費の算定に使用している指標（若年者就業率、女性就業率、転入出者人口比率等） ⇒人口増減率：-0.3%（-0.4%、-0.3%）、年少者人口比率：12.2%（12.3%、12.6%）（2020（2019、2017）年度） 若年者就業率：55.1%、女性就業率：65.9%（2015年度） ○地方の自主的な取組を前提としつつ、経済再生と合わせた地方財政分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標（地方税収入額、地方債依存度） ⇒地方税収入額：41.2兆円（40.8兆円、39.4兆円） 地方債依存度：10.5%（10.4%、10.2%）（2019（2018、2016）年度）</p>	<p>○まち・ひと・しごと創生事業費のうち、「人口減少等対策事業費」に占める成果反映配分の割合 【地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等に応じ、2024年度までに、5割以上】 ⇒40.0%（36.7%、27.7%）（2021（2020、2018）年度）</p>	<p>15. 地方交付税（まち・ひと・しごと創生事業費）について改革努力等に応じた配分の強化を検討</p> <p>a. 「まち・ひと・しごと創生事業費」の地方交付税算定のうち、「人口減少等特別対策事業費」について、「成果」を反映した配分割合を5割以上とすることを目指し、地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等を踏まえ、必要に応じ更なる見直し。《総務省》</p>			
<p>○生活支援などの自主事業の実施等により収入の確保に取り組む地域運営組織の割合 【2024年度までに60%】 ⇒47.0%（46.1%）（2020（2019）年度）</p>	<p>○地域運営組織の形成数 【2024年度までに7,000団体】 ⇒5,783団体（5,236団体）（2020（2019）年度）</p>	<p>16. 地域運営組織の推進について前年度までの取組の成果を把握・見える化し、所要の措置を講じる</p> <p>a. 地方公共団体や地域運営組織と連携した情報交流や優良事例の横展開。</p> <p>b. 地域運営組織の形成状況等を踏まえ、各地域の実情に応じ、ブロック別研修会の開催等を通して、地域運営組織の形成や地域の多様な組織との連携を促進。</p> <p>c. 全国の自治体に対して取組状況を調査し、小さな拠点・地域運営組織の状況を一覧にしてHPで公表、内容を充実。</p> <p>d. 法人化促進のためのガイドブックや小さな拠点税制等を活用し、法人化の促進等、地域運営組織の持続的な取組体制の構築を推進。</p> <p>e. 地方創生推進交付金等も活用して支援するとともに、地方交付税措置により支援。</p> <p>《内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局》</p>			

## 2. 個性と活力ある地域経済の再生

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p><b>15</b> 地方交付税（まち・ひと・しごと創生事業費）について 改革努力等に応じた配分の強化を検討</p> <p>a. 「まち・ひと・しごと創生事業費」の地方交付税算定のうち、「人口減少等特別対策事業費」について、「成果」を反映した配分割合を5割以上とすることを目指し、地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等を踏まえ、必要に応じ更なる見直し。《総務省》</p>	<p>a. 2020年度からの5年間の段階的シフトの2年目として、2021年度においては、「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ200億円シフト（累計400億円シフト）。</p>
<p><b>16</b> 地域運営組織の推進について前年度までの取組の成果を 把握・見える化し、所要の措置を講じる</p> <p>a. 地方公共団体や地域運営組織と連携した情報交流や優良事例の横展開。</p> <p>b. 地域運営組織の形成状況等を踏まえ、各地域の実情に応じ、ブロック別研修会の開催等を通して、地域運営組織の形成や地域の多様な組織との連携を促進。</p> <p>c. 全国の自治体に対して取組状況を調査し、小さな拠点・地域運営組織の状況を一覽にしてHPで公表、内容を充実。</p> <p>d. 法人化促進のためのガイドブックや小さな拠点税制等を活用し、法人化の促進等、地域運営組織の持続的な取組体制の構築を推進。</p> <p>e. 地方創生推進交付金等も活用して支援するとともに、地方交付税措置により支援。</p> <p>《内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局》</p>	<p>a. 都道府県担当者説明会を4月にオンラインで実施。また、優良事例の横展開のために事例集を作成予定。</p> <p>b. 小さな拠点及び地域運営組織の形成や地域の多様な組織との連携を促進するため、7月にオンラインセミナーを開催。このほか、令和3年度中に全国フォーラムを1回、オンラインセミナーを2回実施予定。</p> <p>c. 「地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業」（総務省）、「小さな拠点の形成に関する実態調査」（内閣府）を実施し、地域運営組織や小さな拠点の状況を一覽にして、HPで公表予定。</p> <p>d. 4月に開催した都道府県担当者説明会において、小さな拠点税制の活用等による法人化の事例を紹介したほか、今後開催予定の全国フォーラムにおいても紹介予定。</p> <p>e. 地方創生推進交付金により、小さな拠点分野の事業を27件支援しているほか、地方交付税措置等を通じ、地域運営組織の形成・運営を支援。</p>

# 地方行財政改革等 2. 個性と活力ある地域経済の再生

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）			
		21	22	23	
<p>○地方創生推進交付金対象事業について、地方公共団体において設定したK P Iの達成 （事前に設定したK P Iを達成した事業数／交付金対象事業数） 【目標：77%】 ⇒81%(80%、84%) (2019(2018、2016)年度実施事業)</p> <p>○地方創生推進交付金事業全体の効果 （経済波及効果等） 【目標：1.6倍】 ⇒1.6倍(1.6倍、1.6倍) (2019(2018、2016)年度実施事業)</p>	<p>○地方創生推進交付金対象事業について、地方公共団体におけるK P Iの設定 （K P Iを設定した事業数／交付金対象事業数） 【目標：全事業】 ⇒全事業（全事業） (2021(2020、2018)年度採択事業)</p> <p>○地方公共団体のK P I達成に貢献する可能性が高い取組である「適切なK P I設定」、「安定した人材の確保」、「地域主体の参加促進」、「事業改善方針の明確化」の実施率 【目標：50%】 ⇒47%（45%） (2019（2018）年度実施事業)</p>	<p><b>17. 地方創生推進交付金の効果向上</b></p> <p>a.効果的な事業の採択 2021年度における地方創生推進交付金について、①K P Iの実績見込みや効果検証結果、②自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携等を備えた先導的な取組内容か、を審査のうえ、効果が見込まれる事業を採択。</p> <p>b.地方公共団体における検証体制の整備等 ・ガイドライン等を活用し、地方公共団体による取組の効果的な検証体制や環境整備を促進 ・地方創生推進交付金の効果検証を実施</p> <p>c.先駆的な取組の全国展開 地方創生に係る特徴的な取組事例の公表やアウトリーチ活動等を通じ、先駆的な取組の全国展開を推進。</p> <p>d.必要予算の確保 2022年度予算において、所要額を計上。 《内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府》</p>			

## 2. 個性と活力ある地域経済の再生

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p><b>17 地方創生推進交付金の効果向上</b></p> <p>a.効果的な事業の採択 2021年度における地方創生推進交付金について、①KPIの実績見込みや効果検証結果、②自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携等を備えた先導的な取組内容か、を審査のうえ、効果が見込まれる事業を採択。</p> <p>b.地方公共団体における検証体制の整備等 ・ガイドライン等を活用し、地方公共団体による取組の効果的な検証体制や環境整備を促進 ・地方創生推進交付金の効果検証を実施</p> <p>c.先駆的な取組の全国展開 地方創生に係る特徴的な取組事例の公表やアウトリーチ活動等を通じ、先駆的な取組の全国展開を推進。</p> <p>d.必要予算の確保 2022年度予算において、所要額を計上。 《内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府》</p>	<p>a.採択件数 1,844件（第1回 1,812件、第2回 32件）</p> <p>b. ・2022年3月にガイドライン、活用事例集、報告書等を取りまとめ、全地方公共団体に周知し（予定）、地方創生関係交付金を活用した事業の効果的な検証体制や環境整備を促進。 ・2021年9月21日に、地方創生関係交付金を活用した事業を2020年度に実施したすべての地方公共団体に対し、事業実施報告書の提出を依頼し、同報告書の作成を通じた、地方公共団体での事業の振り返りを企図。事業による効果の内容の把握、RESASやe-stat等のデータの活用状況や効果の把握に資するデータのニーズ調査等を新たに実施。 抽出した事業については、外部有識者による現地調査、ヒアリングも実施。その上で、各事業の実施報告に対応した分析レポートを作成し、それぞれの地方公共団体にフィードバック（予定）。 分析レポートとは別に、上記の事業実施報告書に基づき、事業別に設定されたKPIの達成度、地方創生関係交付金を活用した事業の社会的、経済的效果などを整理・分析（予定）。 加えて、平成28年度から令和2年度にかけての5年事業を対象として、目標以上の進捗がある事例や目標に向け十分に進捗したとは言い難い事例等の要因などについて、調査・分析（予定）。 上記の外部有識者による検討会での討議（年4回。第1回は2021年9月10日に開催）を経て、内閣府において、ガイドライン、活用事例集、報告書を取りまとめ、全地方公共団体に送付（予定）。</p> <p>c.既採択事業のうち先駆的な取組に係る事業計画書をデータベース化し、地方公共団体が閲覧できるシステムの運用。さらに、特徴的な事業目的の事業をまとめた事例集を2021年6月に地方公共団体に送付するなど情報を提供。また新型コロナウイルスの影響を踏まえ、9月16日にオンライン説明会を実施し、全国約600の地方公共団体に事例や制度の紹介を行い、先駆的な取組の全国展開。</p> <p>d.2022年度予算については、概算要求基準の上限である1,200億円を要求。</p>